

2025年 海賊対処レポート

2026年3月

ソマリア沖・アデン湾における
海賊対処に関する関係省庁連絡会

はじめに

本レポートは、2010年以降、ソマリア沖・アデン湾の海賊の動向や我が国の取組とその成果等を取りまとめており、今般、2025年分を中心にとりまとめた。

ソマリア沖・アデン湾における海賊対処については、下記の関係省庁連絡会において情報共有を行うなど、内閣官房を含めた関係省庁が一体となり、対策を検討・実施しており、引き続き、ソマリア沖・アデン湾の海賊の問題に積極的に取り組んでまいりたい。

【ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に関する関係省庁連絡会】

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）が主宰し、下記構成員により、ソマリア沖・アデン湾の海賊の動向等に係る情報共有を行っている。

- 内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付内閣審議官
- 内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付
- 内閣府（総合海洋政策推進事務局）
- 法務省（刑事局）
- 外務省（総合外交政策局）
- 水産庁（資源管理部）
- 国土交通省（海事局）
- 海上保安庁（警備救難部）
- 防衛省（統合幕僚監部）

目 次

1	ソマリア沖・アデン湾の海賊の現状	1
	(1)ソマリア沖・アデン湾について	1
	(2)ソマリア沖・アデン湾及びその周辺の海賊の現状	1
2	ソマリア沖・アデン湾の海賊に対する国際社会及び我が国の取組	10
	(1)国際社会の取組	10
	(2)我が国の取組	12
	(3)国際社会と我が国との連携・協力・交流	27
	(4)取組の成果	45
3	我が国の海賊対策に関する内外からの評価等	47
	【派遣実績】	57
	【参考資料1】	58
	【参考資料2】	59

コラム一覧

①	ソマリアってどういう国だろう？	・・・	8
②	最前線における部隊活動の紹介等	・・・	16
③	ソマリア沖・アデン湾における海上保安官の活動	・・・	30
④	海上保安庁の「MCT」はジブチで何してる？	・・・	32
⑤	日ジブチ関係：戦略的要衝における多面的かつ深化した 協力関係	・・・	39
⑥	西インド洋の海上法執行能力強化の拠点となるセーシェル	・・・	42
⑦	海賊対処行動に対し感謝！	・・・	48

1 ソマリア沖・アデン湾の海賊の現状

(1) ソマリア沖・アデン湾について

我が国は、国民の経済活動・社会生活の基盤となる各種エネルギー資源や鉱物資源、農水産物やその他の資源の多くを輸入しており、貿易量（トン数ベース）の99.5%を海上輸送に依存している。このため、外航船舶の航行の安全確保を図ることは、我が国経済及び国民生活にとって極めて重要である。

ソマリア沖は、日本から約12,000km

離れた「アフリカの角」の沖合に、アデン湾は、その北側に位置する。同湾は、スエズ運河に接続する紅海の入口であるバブ・エル・マンデブ海峡の東側にあたり、アジアと欧州を結ぶ海上交通路の要衝であることから、我が国に關係する船舶¹が年間約1,800隻²通航するため、我が国にとっても極めて重要な海域となっている。



(2) ソマリア沖・アデン湾及びその周辺の海賊の現状

ア 近年の海賊・武装強盗事案の発生状況

2025年の国際商業会議所（ICC：International Chamber of Commerce）国

際海事局（IMB：International Maritime Bureau）の年次報告書によれば、同年の全

¹ 日本籍船、邦船社が運航する外国籍船及び邦船社が100%出資する海外子会社が運航する外国籍船（邦船3社（日本郵船、商船三井及び川崎汽船）のコンテナ事業の統合会社が運航する船舶を含む。）。

² 内訳（2023年）：自動車運搬船：約37%、コンテナ船：約20%、バルクキャリア：約13%、ケミカル船：約11%、その他：19%。ただし、2023年11月以降、中東情勢悪化に伴い、国内外の多くの海運会社が紅海の航行を停止し、喜望峰回りの迂回航行を余儀なくされたため、2025年の航行実績は、0隻である。

世界における海賊・武装強盗事案（以下「海賊等事案」という。）の発生件数は137件であった。これは、被害の多かった2010年前後と比較して減少傾向にあ

り、ソマリア沖・アデン湾及びその周辺³の海賊等事案発生件数の減少に大きく影響を受けているといえる。

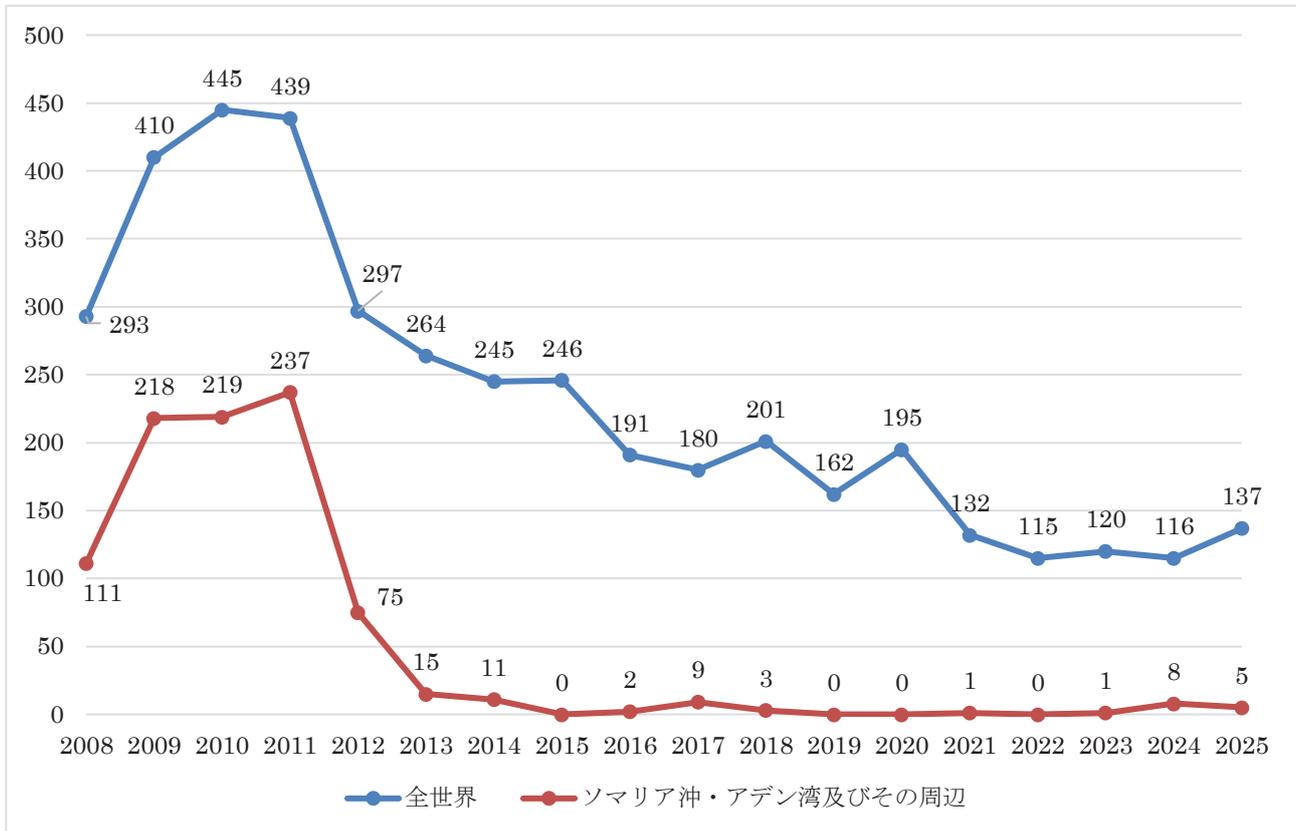


図1 全世界並びにソマリア沖・アデン湾及びその周辺の海賊等事案発生件数
(IMB 年次報告)

ソマリア沖・アデン湾及びその周辺の海賊等事案発生件数は、2008年から2011年まで増加の一途をたどり、全世界の発生件数の半数以上を占めることとなったため、船舶航行の安全に対する脅威として大きな国際的関心を集めた。その後、国際社会の様々な取組の結果、同海域における海賊等事案発生件数は低い水準に抑えられており、2019年～2

022年は、0件又は1件（未遂事案）で推移していた。しかし、近年では海賊等事案は、2023年に1件（2017年以来となるハイジャック事案）、2024年に8件、2025年に5件発生し、微増に転じている。

近年の減少の要因は、前述のIMB年次報告書でも指摘されているとおり、ソマリア沖・アデン湾における自衛隊を含む各

³ IMB年次報告書では、ソマリア沖・アデン湾を取り囲むアラビア海、オマーン沖、紅海等の一部を含む海域を対象としている。

国海軍等による海賊対処活動の継続、商船側によるベスト・マネジメント・プラクティス⁴や商船への武装警備員の乗船等の自衛措置の実施といった、国際社会による海賊対策の成果の現れであるといえる。とりわけ、各国海軍等の部隊による海賊対処活動は、海賊に対する抑止力となっているほか、ソマリアが1991年に内戦に突入して以来、初となる統一政府が2012年に樹立されたことも要因として挙げられる。

一方で、ソマリア沖・アデン湾では、海賊のものと疑われる不審な船舶が現在でも確認されており、引き続き船舶航行の安全に対する脅威となっている。また、2023年以降の中東情勢の流動化、イエ

メンのホーシー派による紅海及びアデン湾における商船への攻撃等が発生する中、前述のとおり海賊等事案が増加の兆しを見せており、今後もその傾向について注視が必要である。

また、海賊発生の変因とされるソマリア国内の脆弱な経済・社会状況や、テロの脅威、不安定な治安及び脆弱な統治構造等の問題は解決しておらず、ソマリア自身で海賊を取り締まる能力はいまだ不十分である。かかる現状を踏まえれば、依然としてソマリア沖・アデン湾の海洋安全保障をめぐる情勢は予断を許さず、国際社会による継続した取組がなければ、再び海賊行為が多発・活発化するおそれがある。



ソマリア沖・アデン湾で発見された海賊らしき不審な船舶

イ 海賊等事案の発生海域の変化

海賊等事案が急増した2008年当時は、その大部分がアデン湾に集中しており、その対処のために約30か国がソマリア沖・アデン湾に軍艦・軍用機等を派遣して取締活動を強化した。同事案は、2009年には、ソマリア東方海域、特にセーシェル周辺海域で増加するようになり、2010年には、ケニア・タンザニア沖や

西インド洋の広大な海域へと拡大した。そして、2011年から2012年前半にかけては、ペルシャ湾からの石油輸送ルート近傍となるオマーン沖に集中して発生するようになったが、2012年後半以降、発生件数は減少に転じていた。しかし、2023年以降、民間船舶に対するハイジャック事案がソマリア沖・アデ

⁴ BMP：国際海運会議所等、海運に関連の深い各種団体により作成された、海賊による被害を防止するための船舶運航者による海賊行為の回避措置、船内の避難区画・シタデルの整備等をまとめたもの。

ン湾で断続的に発生した。

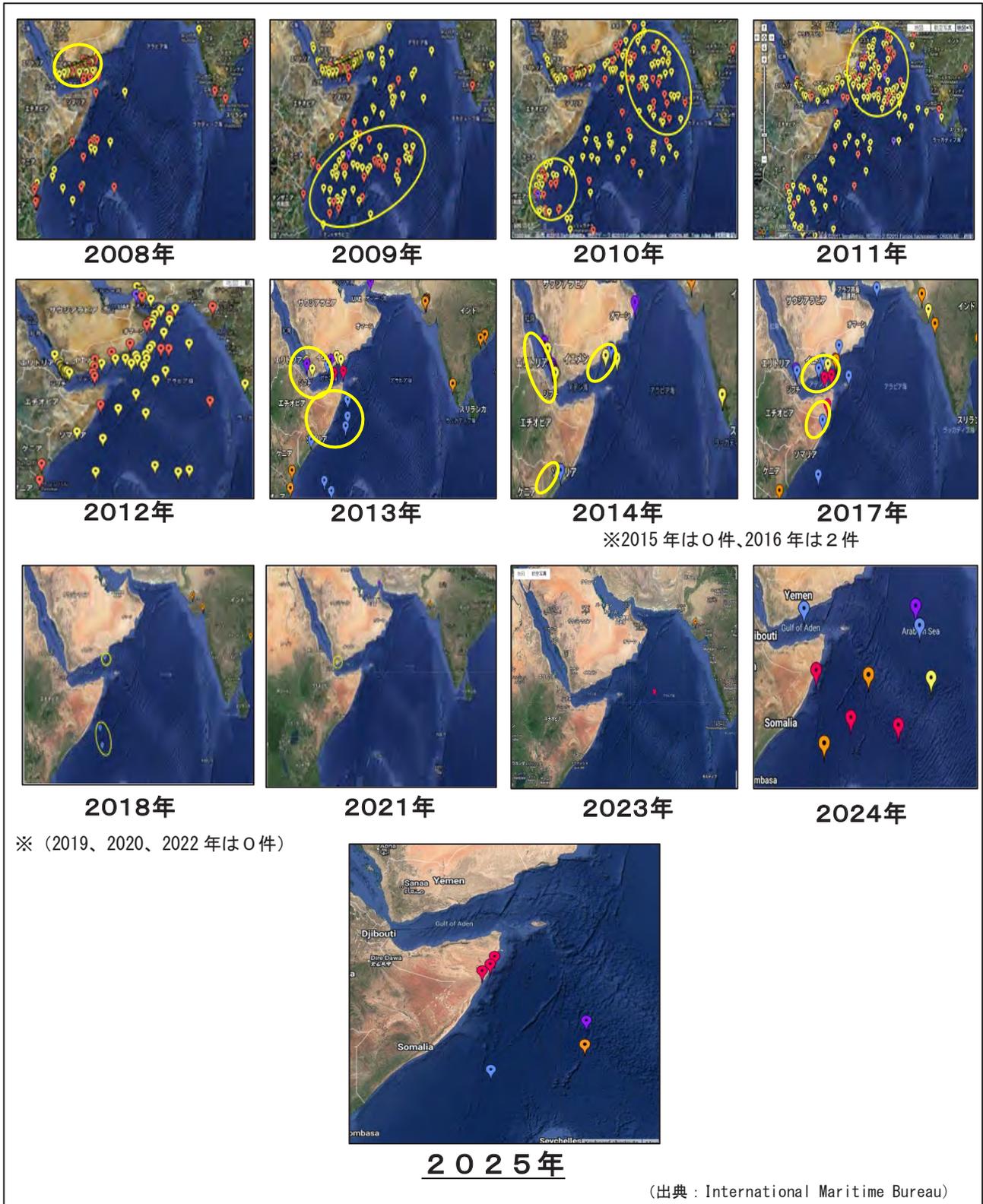


図2 海賊等事案の発生海域の推移

- 凡例：
- 📍 = 海賊に乗り込まれた事案
 - 📍 = 海賊に襲撃されたが振り切った事案(銃撃あり)
 - 📍 = 海賊に襲撃されたが振り切った事案(銃撃なし)
 - 📍 = 海賊の疑いがある事案
 - 📍 = 武装強盗事案

ウ 年間の海賊等事案の発生傾向

海賊等事案発生件数は、ソマリア沖で季節風（モンスーン）が吹く夏と冬の一定

の時期には減少している。

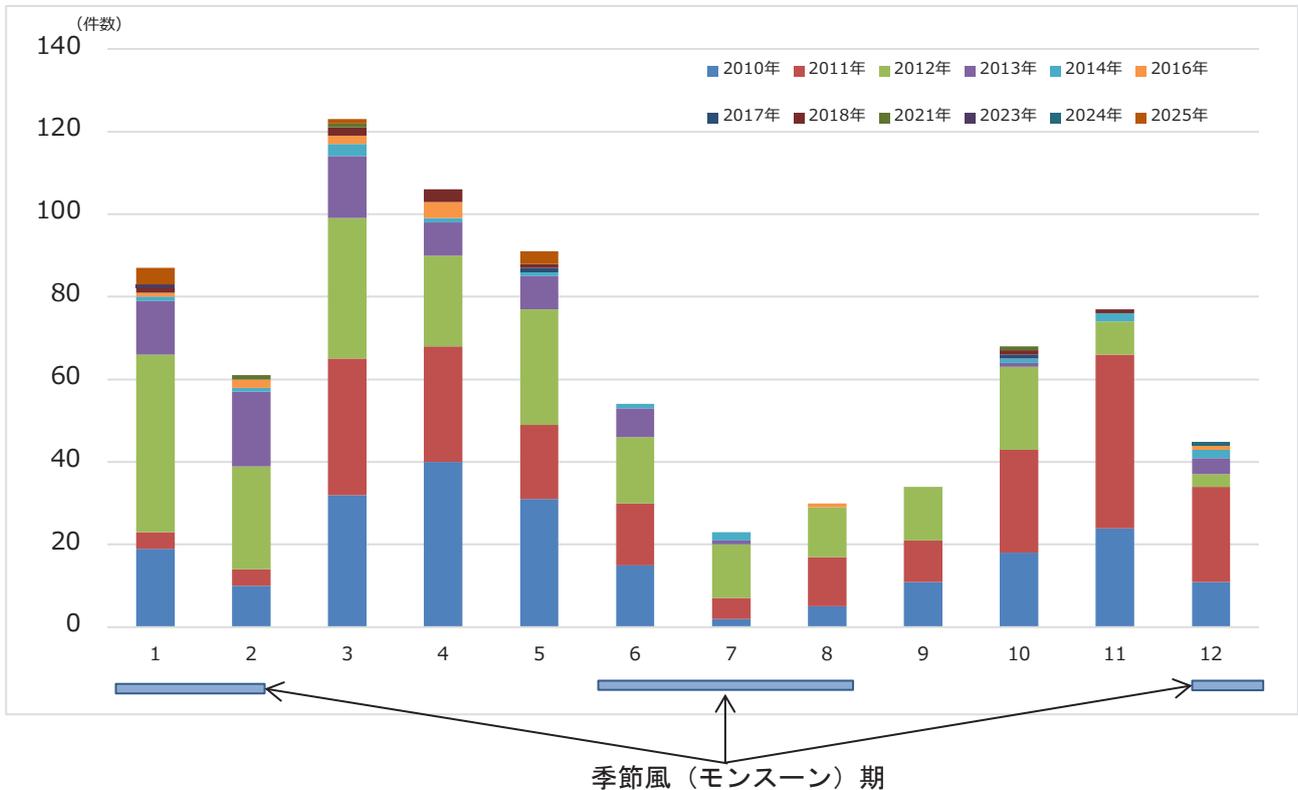


図3 ソマリア沖・アデン湾及びその周辺の海賊等事案発生件数の月別推移

※2015年、2019年、2020年及び2022年の海賊等事案発生件数は0件

エ 海賊の手口と対処法

過去にソマリア沖・アデン湾で発生した事案は、主としてハイジャックを目的に、航行中の船舶を自動小銃やロケットランチャーで襲撃するケースがほとんどであった。その一般的な手口としては、遠方への航行能力を有する母船に数隻の襲撃用の高速小型ボートを搭載又は曳航して洋上を徘徊し、標的とする船舶に向けて同ボートで接近のうえ発砲して停船させるか、標的に接近したところで、はしごやロープを引っかけて船へ乗り込み、船舶そのものを支配し、乗組員を人質として身代金を要求することが挙げられる。

また、ハイジャックした商船や漁船を海賊母船として使用することでさらに遠洋での活動も可能となり、不意をついて他の商船を襲撃するといった事案も発生している。このほか、護衛を受けていた商船に対する襲撃や、軍艦に対する攻撃も発生した。

さらに、海賊と見られる小型ボートが距離を取りつつ商船の周囲を航行する事例も報告されており、武装警備員の有無等をうかがっていたのではないか、という指摘もある。



商船に乗り移ろうとする海賊



ロケット・ランチャーを構える海賊



人質に向かって銃を構える海賊

海賊の襲撃やハイジャックに対する商船側の防御手段としては、①船舶の増速、ジグザグ航行、放水等の回避運動・措置の実施、②乗船中の武装警備員による威嚇・警告射撃・応戦等の実施、③軍艦等への救

援要請、④シタデルと呼ばれる船内の緊急用の避難区画への退避等がある。

IMBの年次報告書によれば、上記対応の成果もあり、2011年以降多くの船舶がハイジャックを回避している。

オ 日本籍船及び邦船社が運航する外国籍船に対する海賊等事案

ソマリア沖・アデン湾及びその周辺の海賊による日本籍船及び邦船社が運航する外国籍船の近年の被害状況は、後述【参考資料1、p. 58】のとおりである。な

お、2025年に国土交通省に報告された、日本籍船及び邦船社が運航する外国籍船に対する同海域における海賊による被害はない。

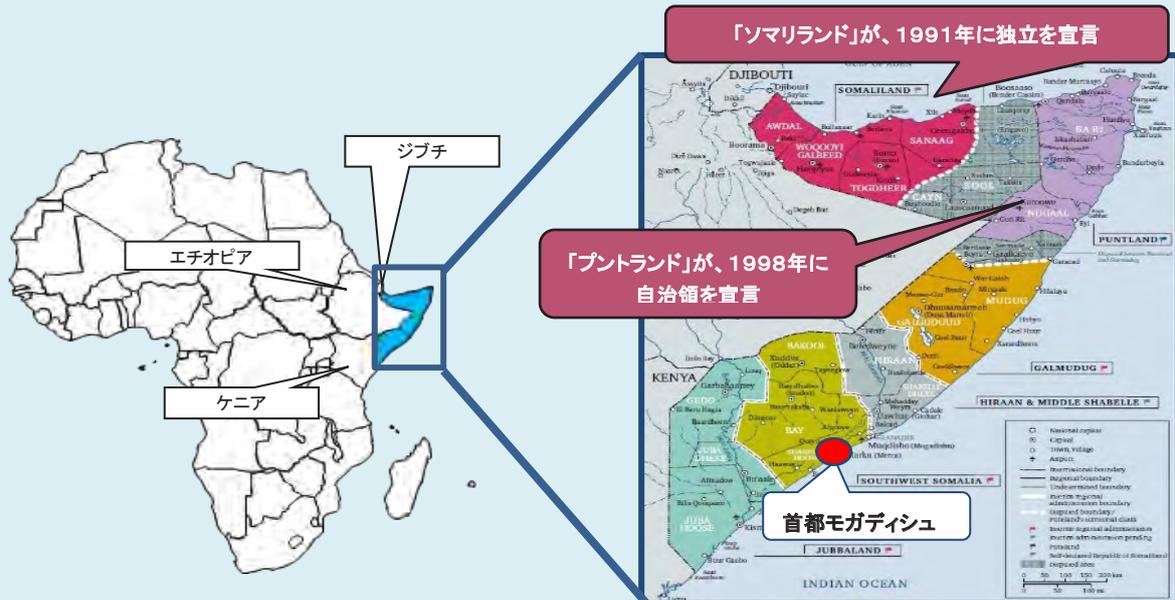
表 各年における海賊等事案発生件数及びハイジャック回避件数（出典：IMB）

	2011	2012	2013	2014	2016	2017	2018	2021	2023	2024	2025
ソマリア沖・アデン湾及びその周辺の海賊等事案発生件数	237	75	15	11	2	9	3	1	1	8	5
うち、ハイジャック回避件数	209	61	13	11	2	6	3	1	0	5	1

※2015年、2019年、2020年及び2022年の海賊等事案発生件数は0件

コラム① ソマリアってどういう国だろう？

ソマリア連邦共和国は、ソマリ族の遊牧民が多く住む国で、1960年にイタリア信託統治領ソマリア及び英国領ソマリランドが独立・合併して誕生しました。1991年、長く政権の座にあったバレ大統領が追放されると、氏族同士による激しい内戦に突入り、全土を実効支配する政府不在の下、北部の「ソマリランド」が独立を宣言、北東部の「プントランド」が1998年に自治を宣言するなど、国内は混乱を極めました。



※地図出典：https://www.chathamhouse.org/sites/default/files/field/field_document/20150902SomaliaFederalFutureMosley.pdf

2005年、周辺諸国の仲介で暫定連邦「政府」(Transitional Federal Government (TFG))が成立し、国際社会の支援の下で和平プロセスが進められた結果、2012年、21年ぶりに統一政府が樹立されました。2022年5月には元大統領のハッサン・シエイク・モハムッド氏が大統領に選出され、平和裏に政権移行がなされました。

また、1991年以降の内戦により国内インフラが著しく破壊された影響等により、経済基盤は依然として脆弱です。さらに、同国を拠点に活動するイスラム過激派組織「アル・シャバーブ」によるテロがたびたび発生しています。モガディシュにおいて、2022年10月には死者100名を超える爆弾テロ、2024年8月には死者30名を超えるテロが発生しました。かかる状況の中、アフリカ連合ソマリア支援安定化ミッション(AUSSOM)の平和維持部隊がソマリアに派遣されています。

ソマリアでは干ばつ、洪水、蝗害(こうがい)等の天災もたびたび発生しています。国連によれば、紛争及び天災の影響で、人口の約47%にあたる910万人が人道危機の影響を受けているとされています。

不安定な治安状況を鑑み、外交団がモガディシュ市内に入る際は、防弾チョッキとヘルメットを着用して防弾車で移動します。市内は、新築の建物がまばらに点在する一方で、瓦礫が山積する路傍に牛や羊が横たわり、その横を市民の足であるトゥクトゥク（三輪自動車）や若者、女性や子どもたちが行き交っています。内戦から少しずつ復興を遂げているものの、一層の平和と安定に向けた取組が必要とされています。

2 ソマリア沖・アデン湾の海賊に対する国際社会及び我が 国の取組

(1) 国際社会の取組

ソマリア沖・アデン湾の海賊問題に対処するため、これまで多くの国連安保理決議が採択され、海賊対処のための軍艦・軍用機の派遣、ソマリア周辺国での情報共有センター（ISC: Information Sharing Center）の設立支援、ソマリアに対する海上法執行能力向上支援等の協力が呼びかけられてきた。2021年に採択された安保理決議第2608号においても同様に、ソマリア領域内で各国・地域機関がソマリア沖海賊対策に必要な措置を執ることの3か月延長、軍艦・軍用機の派遣等が改めて呼びかけられたが、同決議は2022年、ソマリア政府の要請により延長されず、失効した。その後、今日に至るまで、ソマリアの海賊対処に関する新たな安保理決議は採択されていないが、国際社会による公海での海賊対処活動を含めた取組は継続されている。

2009年以来、各国、各機関、海運業界等による海賊対策や国際協力の調整・情報交換を目的として「ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ（CGPCS）」が設置された。CGPCSは、2022年に「違法な海上活動コンタクト・グループ（CGIMA）」に改編され、海賊の根本原因への対処に関する国際協力を含めた関連課題について情報共有・調整が行われている。

また、G7 プロセスにおいても海賊対策を含む海上安全保障に関する取組が進められており、2025年3月の海洋安全保障及び繁栄に関するG7外相宣言にて、海賊その他の海上犯罪やテロに関するG7の取組を歓迎するとともに、沿岸国が自らの海洋安全保障に対する脅威に共同で対処することを支援するための、地域的な海洋安全保障枠組みの重要性がうたわれた。

EUは2008年以来、ソマリア沖に艦艇を派遣し、海賊行為の抑止等を目的とするアタランタ作戦（Operation ATALANTA）を展開しており、2024年12月、欧州連合理事会は、その活動期間を2年間延長（2027年2月まで）することを決定した。さらに、アタランタ作戦とイエメンのホーシー派による攻撃から商船を防護するために開始されたアスピデス作戦（Operation ASPIDES）の双方を支援してきたEUの「アフリカの角・海上保安センター」（Maritime Security Center Horn of Africa）は、「インド洋・海上保安センター」（Maritime Security Center Indian Ocean）に改名され、役割が強化された。

国連安保理決議

累次の国連安保理決議を採択し、海賊抑止のための協力を呼びかけ

第 1816 号、第 1838 号、第 1846 号、第 1851 号(2008)、第 1897 号(2009)、第 1918 号、第 1950 号(2010)
第 1976 号、第 2015 号、第 2020 号(2011)、第 2077 号(2012)、第 2125 号(2013)、第 2184 号(2014)、第 2246 号(2015)
第 2316 号(2016)、第 2383 号(2017)、第 2442 号(2018)、第 2500 号(2019)、第 2554 号(2020)、第 2608 号(2021)

CGIMA（違法な海上活動コンタクト・グループ）会合

国連安保理決議第 1851 号に基づき、ソマリア沖海賊対策に関する国際協力の枠組みとして 2009 年 1 月に CGPCS(ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ)が設立され、その後定期的に会合が開催された。2009 年の第 4 回会合では日本が議長国を務めた。

海賊等事案の減少に鑑み、2022 年の第 24 回会合で対応範囲の拡大と名称の変更につき合意した。

2023 年 5 月、CGIMA に改編後、初となる会合がケニア主催で開催され、ソマリア沖・アデン湾周辺の高海賊対処行動に関する情報共有や、海賊の根本原因への対処のためのソマリア及び地域に対する能力開発支援、違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業や密輸等の対策の重要性につき意見交換が行われた。

CGIMA は年 2 回のペースで実務者間会合を開催しており、2025 年からセーシェルが議長国を務めている。2025 年 10 月には、バーレーンで実務者会合が開催された。

その他の国際会議

○IMO ジブチ会合

2009 年 1 月、国際海事機関 (IMO) はソマリア周辺海域海賊対策会合 (ジブチ会合) をジブチにて開催し、ソマリア周辺の 16 国が参加。周辺国の海上保安能力強化の重要性を強調し、海賊対策に関する「ジブチ行動指針」を採択。(日本、米国、英国等はオブザーバー参加)

○G7 ディナー外相会合共同コミュニケ(2019 年 4 月 6 日)

「我々は、海賊行為、海上武装強盗、海洋空間での国境を越える組織的犯罪及びテロ、人身取引、移民の密輸、武器・違法薬物取引及び違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業を含む海における違法な活動との闘いへのコミットメントを改めて表明する。我々は、違法な海洋活動を減少させ、一層実効的な海洋ガバナンス、法執行能力及び海洋空間における地域協力に向けて取り組む上での、ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ、ジブチ行動指針関係国、G7+ギニア湾フレンズ・グループ、アジア海賊対策地域協力協定の活動を称賛する。我々は、ヤウンデ行動指針の運用における進展を賞賛し、アフリカにおける海洋安全保障上の課題に対処するための各国及び地域主導の取組を前進させる上でのより一層の進展を奨励する。」

○海洋安全保障及び繁栄に関する G7 外相宣言 (2025 年 3 月 14 日)

「我々は、海賊行為、海上武装強盗、人身取引及び沿岸国の海上法執行能力の強化に関するものを含む、海洋空間に関連する国際組織犯罪及びテロに関する G7 の取組も歓迎する。我々は、沿岸国が自らの海洋安全保障に対する脅威に共同で対処することを支援するための、地域的な海洋安全保障枠組みの重要性を認識する。」

○第 8 回アフリカ開発会議 (TICAD8)

チュニス宣言 (2022 年 8 月)

「海賊、違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業及び他の海上犯罪との闘いを含む海洋安全保障に関連する地域的及び国際的取組を促進し、国連海洋法条約 (UNCLOS) を始めとする国際法の諸原則に従って規則に基づくルールを基礎とした海洋秩序を維持することの重要性を強調する。」

図 4 国際社会による対策 (2026 年 1 月現在)

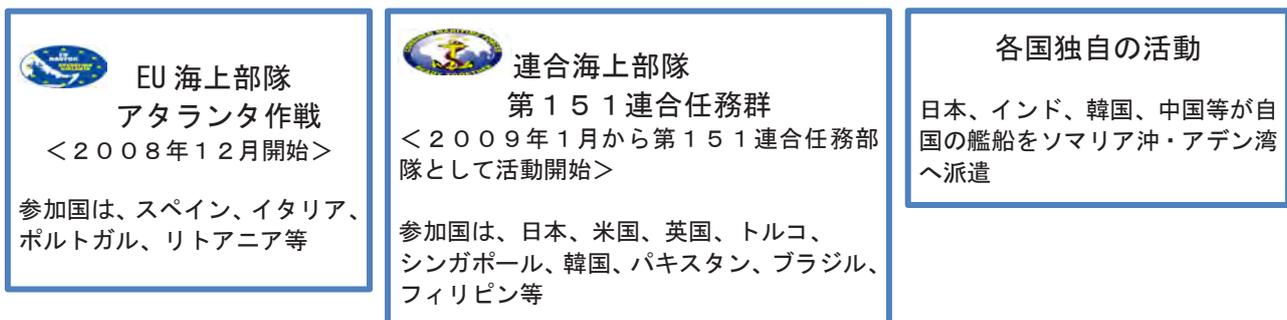


図 5 各国・各機関による海賊対策概況 (報道等公開情報による)

(2) 我が国の取組

ア 海賊対処行動のこれまでの経緯と活動概要

(ア) これまでの経緯

2009年3月、内閣総理大臣の承認を得て海上警備行動が発令され、海賊対処のために海上自衛隊の護衛艦2隻(司法警察活動のための海上保安官8名が同乗)をソマリア沖・アデン湾に派遣して、同湾を通航する商船等の護衛活動を開始した。また、同年5月、海上自衛隊のP-3C哨戒機2機を派遣し、翌月、同湾の警戒監視活動を開始した。

2009年6月に「海賊行為の処罰

及び海賊行為への対処に関する法律」(以下「海賊対処法」という。)が成立し、翌月から同法に基づく海賊対処行動として、自衛隊の部隊(海賊行為への対処を護衛艦により行う部隊と航空機により行う部隊。護衛艦には引き続き海上保安官が同乗。)が、アデン湾に面するジブチを拠点に、ソマリア沖・アデン湾において海賊行為に対処するための護衛活動及び警戒監視活動を行っている⁵。

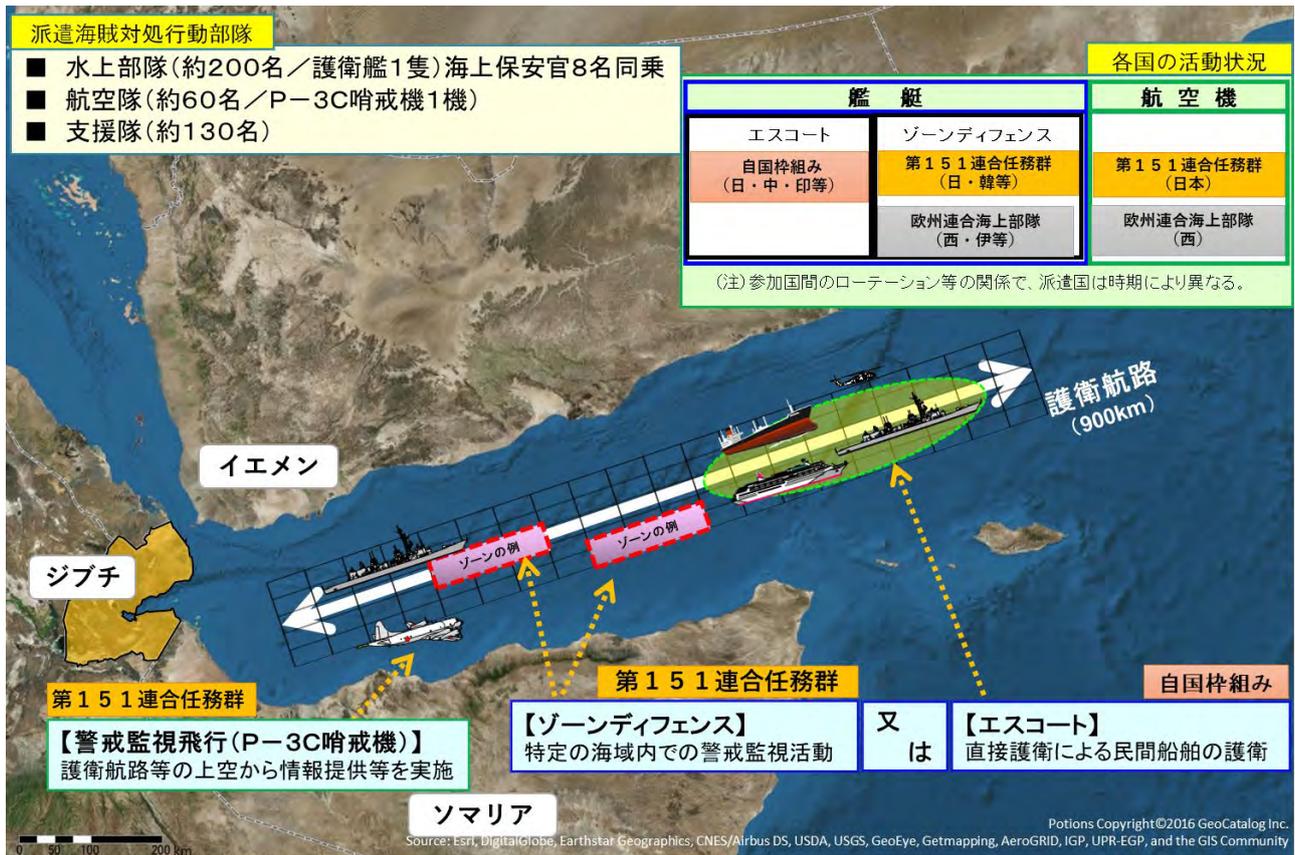


図6 自衛隊の海賊対処行動の概要

⁵ 海賊対処行動のため派遣された自衛隊の部隊が対処した主な事案の概要は後述【参考資料2、p. 59】のとおり。

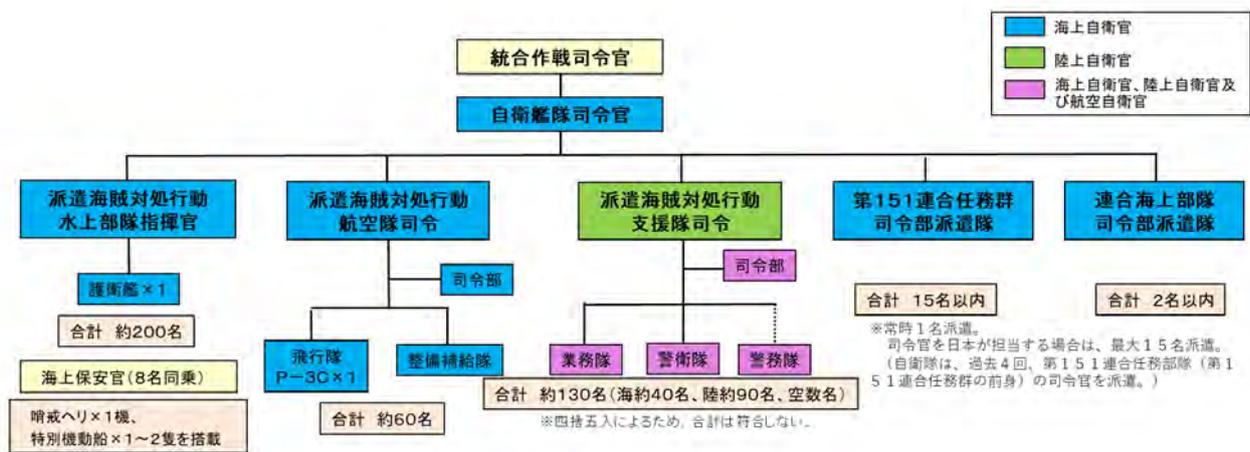


図7 派遣海賊対処行動部隊の体制

(イ) 活動概要

○ 派遣海賊対処行動水上部隊

派遣海賊対処行動水上部隊は、海上自衛隊の護衛艦により海賊行為への対処を行うための部隊であり、アデン湾を往復しながら民間船舶を直接護衛するエスコート方式と、状況に応じて割り当てられたアデン湾内の特定の区域で警戒に当たるゾーンディフェンス方式⁶により、航行する船舶の安全確保に努めている。

当初は、護衛艦2隻により活動を

実施していたが、民間武装警備員の乗船などの民間船舶による自衛措置の実施が浸透してきたこともあり、直接護衛の所要は減少傾向に転じた。こうした傾向は今後も継続すると見込まれたことから、2016年11月1日、翌月にアデン湾で活動を開始する第26次水上部隊から、護衛艦の隻数を1隻とすることを閣議決定した。

○ 派遣海賊対処行動航空隊

派遣海賊対処行動航空隊は、海上自衛隊のP-3C哨戒機により海賊行為への対処を行うための部隊であり、連合海上部隊の第151連合任務群との調整により決定した飛行区域において警戒監視を実施し、不審な船舶の確認を行うとともに

に、護衛艦、他国艦艇及び民間船舶に対し情報提供を行っている。これにより、民間船舶は海賊を回避し、他国艦艇は効率的に警戒監視を行うことが可能となり、海賊行為の未然防止に大きく寄与している。

⁶ 艦艇が特定の海域の中にとどまって警戒監視を行うことにより、航行する船舶を海賊行為から防護する活動。担当海域は、ソマリア沖・アデン湾のうち、第151連合任務群司令部から参加する各国の部隊の艦艇に対して割り振られる。

また、P-3C 哨戒機はジブチを拠点に活動しているが、同拠点におけるこれまでの同機の運用実績を踏まえ、必要な補用品や整備器材等を配置し、同拠点の整備基盤を整えた。

これにより、万が一、任務機に故障が生じた場合でも、現場で適切に修理を行った上で、任務を継続することが可能となった。そのため、P-3C 哨戒機 2 機により行っていた活動を、1 機であってもこれまでと同水準で実施できる見込みとなった。

○ 派遣海賊対処行動支援隊

派遣海賊対処行動支援隊は、航空隊を効率的かつ効果的に運用するために、ジブチ国際空港北西地区に整

○ 第 151 連合任務群司令部派遣隊及び連合海上部隊司令部派遣隊

バーレーンに本部を置く連合海上部隊は、2009 年 1 月に海賊対処のための多国籍部隊として、第 151 連合任務群の前身である第 151 連合任務部隊を設置した。第 151 連合任務群（改編前の第 151 連合任務部隊を含む。）へは、これまでに米国、オーストラリア、英国、トルコ、韓国、パキスタン、ブラジル、フィリピン等が参加している。

我が国は、海賊対処を行う各国部隊との連携強化及び自衛隊の海賊対処行動の実効性向上を図るため、2014 年 7 月、自衛隊から第 151 連合任務部隊司令部に司令官・司令部要員を派遣する方針を閣議決定し、翌月以降、同部隊司令部要員と

加えて、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、こうした状況に適切に対応するため、固定翼哨戒機を我が国周辺で最大限運用していく必要性が高まっている。

これらを踏まえ、2023 年 1 月 7 日、P-3C 哨戒機の機数を 1 機とすることを閣議決定した。

なお、2025 年 1 月 7 日に閣議決定された海賊対処要項の活動期間内に固定翼哨戒機の機種を P-3C から P-1 へ変更する予定である。

備された自衛隊の活動拠点において、同拠点の警備や維持管理などを実施している。

して海上自衛官を派遣している。また、同部隊の司令官は、約 3～4 か月ごとに参加国の間で持ち回りにより交代しており、自衛隊からは 2015 年 5 月以降、4 回（2015 年、2017 年、2018 年及び 2020 年）にわたり海上自衛官を同部隊司令官として派遣した。

2021 年 6 月、連合海上部隊及び第 151 連合任務部隊は、効率的な部隊運用を目的とした組織改編を実施した。自衛隊は、引き続き国際社会と連携して海賊対処行動に取り組むために、組織改編後の連合海上部隊及び第 151 連合任務部隊から改編された第 151 連合任務群にも司令部要員を派遣している。

なお、第151 連合任務群司令部及び連合海上部隊司令部と参加部隊との関係は、指揮関係ではなく、連絡調整の関係であり、参加

部隊はそれぞれの国内法・能力的制約の範囲内において行い得る活動を実施することとなっている。

コラム②-1 最前線における部隊活動の紹介等

～派遣海賊対処行動水上部隊～

第52次派遣海賊対処行動水上部隊である護衛艦「おおなみ」、乗員約200名は、2025年10月に横須賀を出港し、11月から海賊対処行動等に従事しています。

我が国が面する太平洋からインド洋地域は、世界人口の半数以上を擁する活力の重心であり、海の交わりが世界の繁栄を牽引する大きな潮流を生んでいます。同時にこの海域は多様な安全保障上の課題を内包し、歴史的・外交的な問題を背景とする底流が混ざり合う複雑な地域となっています。

我々が主に活動するソマリア沖・アデン湾は、インド太平洋の西方フロントに位置し、欧州・アフリカとの境界面にあるユニークな海域に位置します。ユニークさの一例をあげれば、自衛隊が拠点を置くジブチ共和国にはフランス、米国、ドイツ、イタリア、スペイン、中国といった各国が活動拠点を設置し、多様なアセットが本海域で活動しており、我々の任務においても同盟国・同志国との連携が必須となっています。また、この海域の平和と安定は、我が国のエネルギー供給の観点でも極めて重要と認識し、日々の任務に従事しておりますが、イスラエルとイラン、パレスチナ武装勢力との緊張状態に加え、イエメンのホーシー派による船舶へのミサイル攻撃事象などの不安定な情勢は予断を許さない状況です。

我々の活動海域での海賊事案は2008年頃から急増し、2011年には世界の半数以上を占める237件が発生していました。我が国を含む国際社会の積極的な取組の結果、近年は低い水準で推移していましたが、2024年は8件と微増しています。我々が前部隊である「はるさめ」から任務を引き継いだ直後の2025年11月にも、航行中のタンカーが武装した小型船から携帯ミサイルと小銃により攻撃を受ける事象が生起するなど、引き続き我々の粘り強い活動が必要とされる状況であり、日々の警戒を緩めることはできません。気象条件を含めこのように日本周辺海域とは異なる環境の中、「おおなみ」乗員は日夜24時間の当直体制により海上での任務を遂行しています。

任務は約半年に及ぶため、任務完遂と乗員の心身の健全性に留意し日々の業務を行っていますが、特に警戒任務の中においても、基本的・応用的な教育訓練を日々行うことで、我々に求められる事象に常時即応し持続対処できる艦の態勢づくりを心がけています。艦に乗れば乗員相互が命を預ける者同士となります。一人のミスが艦の危機を招き、一人の



洋上での任務交代
(上：おおなみ、下：はるさめ)

ファインプレーが艦を窮地から救うこともあり、各自が持ち場をしっかりと守れるように準備を行っています。

また、長く緊張を強いられる海上での生活は緩急によるストレス軽減や休息も必要です。補給・休養のため諸外国の港湾に入港した際は、可能な範囲で上陸やリラックスできるように留意しています。現地の多様な文化文物に触れ畏敬の念を抱くとともに、日本の良さにも改めて



海賊対処訓練の様子

気づくことが多々あり、良い刺激を受けています。そして、今次派遣からは「スターリンク」通信により洋上でも気軽にネットを利用できる環境が整備され、御家族等の大切な方々と SNS を通して連絡を取ることができるようになりました。長期航海の中で個人の携帯端末から家族等と定期的に連絡を取り、近況や写真・動画を見て身近に感じ、安心して任務に臨むことができます。公式 SNS での投稿において御家族等、多数の方からの応援メッセージに勇気を頂くとともに、現場部隊を信頼してくれていることが洋上においても実感でき、改めて感謝の思いを強くする次第です。

星明かりが海面に映る波穏やかなアラビアンナイトの洋上にて。

【第52次派遣海賊対処行動水上部隊護衛艦「おおなみ」艦長 2等海佐 飯尾 啓正】

コラム②-2 最前線における部隊活動の紹介等

～派遣海賊対処行動水上部隊 派遣隊員家族の声～

夫は2025年10月から初めての派遣海賊対処行動に向けて出港しました。この出港は私たち夫婦にとっても結婚して2年も経っておらず、また2025年2月に出産を経て初めての半年間という長い出港です。笑顔で夫を見送ろうと思っていたものの、護衛艦が岸壁から離れていくにつれ、お互い実家が長崎と青森で周りを頼れない環境下での育児の不安、産まれて間もない長男の成長を一緒に見守れない寂しさや、夫が無事に帰ってきてくれるのかと様々な感情で涙が溢れて止まりませんでした。ですが、異国の地で任務に奮闘する夫を前に弱音を吐いていられなかったです。半年後会えるまでに私も長男を守って立派に育てていかなければならないと思いました。この長期出港の間に夫とは家族でありながら切磋琢磨し合える良きチームメイトになった気がします。また、スターリンクのおかげで、家族メールを通してほぼ毎日連絡を取り合うことができ、夫婦間では育児アプリを共有し、育児の様子も欠かさずチェックしてくれて、離れていても2人で育児をしているような安心感があります。お互いがお互いにとって大切な存在であるのと、物理的に距離や時間が違ってもしっかりと愛情と絆は深まり、いつでも会える当たり前の環境に感謝するようになりました。帰国までまだ期間がありますが、無事に任務を達成し家族全員元気に揃う日を楽しみに待っています。身体の健康もそうですが心も健康で帰ってきてくれることが1番の願いです。



【永安 南（夫：第52次派遣海賊対処行動水上部隊 護衛艦「おおなみ」
砲雷科（1分隊） 2等海曹 永安 恭介）】

コラム②-3 最前線における部隊活動の紹介等

～派遣海賊対処行動航空隊～

第58次派遣海賊対処行動航空隊は、2025年10月から、ソマリア沖・アデン湾において船舶の航行の安全確保に寄与するため、警戒監視活動及び中東地域における情報収集活動に従事しています。

我々が活動するソマリア沖・アデン湾は、我が国及び国際社会にとって、ヨーロッパや中東と東アジアを結ぶ極めて重要な海上交通路に当たります。この海域における現在の海賊事案は、自衛隊を含む各国の部隊や国際社会の継続的な取組に加え、船舶自身の自衛措置等により、低い水準で推移しています。しかし、周辺国における海賊を生み出す根本的な原因の解決には未だ至っておらず、海賊の存在は引き続き国際社会に脅威を与えています。加えて、昨今の中東地域における緊張も高まる一方であり、予断を許さない状況です。

2009年に海賊対処任務が開始されてから、今次隊では節目となる3,500回目の任務飛行を達成しました。これまで国際社会と連携しつつ実施してきた我々の活動が、ソマリア沖・アデン湾での海賊行為の抑止と、我が国にとって重要な海上交通の安全確保に大きく貢献できたものであり、隊員一同、誇りに感じております。

今後も、ここ灼熱のジブチ共和国を拠点に、海上交通の安全確保のため誇りをもって日々の任務に邁進していく所存です。



任務飛行中のP-3C 隊員



3,500回任務飛行達成記念

【第58次派遣海賊対処行動航空隊司令 2等海佐 山越 洋平】

コラム②-4 最前線における部隊活動の紹介等

～派遣海賊対処行動航空隊 実事案対処の様子～

「海賊によると思われる襲撃が発生した、繰り返す、海賊による…」

司令部から届いた雑音交じりの通信の中で、「海賊」という言葉は驚くほどはっきりと聞き取ることができました。直後、一気に張りつめる機内の空気。しかし、焦ったり、狼狽えたりする隊員は1人もいませんでした。操縦室内を見渡した私の目に映ったのは、むしろ自信に溢れる部下隊員達の表情でした。そうです、このために私たちは、厳しい訓練を積み重ねてきたのです。頼もしい仲間を支えられ決意を固めた私は、大きく深呼吸をした後、機内マイクにて宣言しました。「機長、了解。直ちに現場へ向かう。」

2025年11月6日、日本時間夕方のことです。ソマリア沖・アデン湾における海賊対処任務の一環として、P-3C 哨戒機による監視飛行に従事していた私たちのもとに、民間商船が海賊によると思われる襲撃を受けたとの情報が届きました。機長である私は、直ちに本事案へ対応することを決め、現場へ急行しました。到着までは少なからず時間があつたため、私は、部下隊員に対して各自の役割を再確認するよう命じました。緊張のためでしょうか、しばらくの間、皆は無言で作業にあたっていました。無理もありません、私を含め、海賊の襲撃へ実際に対応することは初めての経験だったからです。そんな沈黙を破るように、搭乗員の中で最年少隊員である副操縦士が「到着後、被害を受けた商船に安否確認の通信を繋ぎます！」と、元気よく発言しました。それに触発されてか、「司令部へ事案の続報を確認します！（通信員）」、「写真撮影、VTR撮影の準備完了です！（機上武器員）」、「航空機に異状ありません、問題なく飛行継続が可能です！（機上整備員）」という力強い報告が、次々と私のもとへ届けられました。狭い航空機の中、たった十数名の仲間（※P-3C 哨戒機は、平素の任務飛行において十数名の隊員が搭乗する。）ですが、過去のどんな経験よりも頼もしく感じました。

現場に到着した後は、日頃からの訓練成果を十分に発揮し、必要な対応を問題なく実施することができました。また、被害にあった民間商船の乗組員は、その後全員の無事が確認され、安堵すると同時に、海上交通の安全確保に寄与できたことを誇りに感じました。

今日に至っても、ソマリア沖・アデン湾における海賊の脅威は、まだまだ払拭されておられません。私たちは、引き続きここジブチでの任務に対し、高い緊張感をもって全力で取り組んでまいります。



任務中の飛行隊員



任務に向かう P-3C 哨戒機

【第58次派遣海賊対処行動航空隊 飛行隊員 3等海佐 節田 拓也】

コラム②-5 最前線における部隊活動の紹介等

～派遣海賊対処行動支援隊～

派遣海賊対処行動支援隊は、海上自衛隊艦艇（護衛艦）によるソマリア沖・アデン湾での海賊対処を行う派遣海賊対処行動水上部隊と、海上自衛隊航空機（P-3C 哨戒機）による同海域での警戒・監視等を行う派遣海賊対処行動航空隊の任務遂行を支援するとともに、自衛隊ジブチ活動拠点の管理・警備等を行うことを任務として2014年に編成されました。

ソマリア沖・アデン湾は我が国を含む国際社会にとって、欧州や中東から東アジアを結ぶ重要な海上交通の要衝であり、この海域の安定的利用を確保することは、我が国の経済活動に直接的に寄与するものであると認識しています。これまで支援隊は、水上部隊・航空隊に対する各種支援、拠点の警備、必要な物資の補給支援・生活基盤の提供のほか、ジブチ軍や各国駐留軍との連絡・調整・交流等により任務遂行に寄与してまいりました。

さらに、昨今中東・アフリカ情勢が不安定化する中、同地域において在外邦人等の保護・輸送の必要性が生じる可能性は排除できません。ジブチ共和国は、中東・アフリカ地域へ進出するための根拠地または中継地となり得る場所に位置しております。したがって、我々が本拠点を安定的に運営することは、迅速かつ適切な在外邦人等の保護・輸送に繋がり、すなわち国民の生命・財産を守る活動に貢献できるものと認識しております。

最後に、自衛隊ジブチ活動拠点は、インド太平洋地域西端に位置し、自衛隊唯一の海外拠点です。拠点開設から今年で15周年を迎える中、今後も常に国家・国民のために何ができるかを考えつつ、あらゆる事態に対応できる部隊として活動していく所存です。



自衛隊ジブチ拠点の警備



各国軍との交流

【第24・25次派遣海賊対処行動支援隊司令 1等陸佐 田中 史人】

イ 2025年の海賊対処行動の実績

(ア) 護衛艦による護衛活動

2025年中は、護衛実績がなかったが、海賊対処法に基づく護衛開始以

来、多くの船舶が護衛艦による護衛を受けて航行している。

○ 護衛回数：0回（累計⁷877回）

○ 護衛隻数：0隻（累計3,955隻）

- <内訳>
- ・日本籍船 0隻（累計26隻）
 - ・邦船社⁸が運航する外国籍船 0隻（累計701隻）
 - ・その他の外国籍船 0隻（累計3,228隻）



商船を護衛する護衛艦



任務に向かう艦載ヘリ

(イ) 被護衛船舶の概要（累計の実績）

船種別に見ると、主に、原油タンカー1,908隻、一般貨物船1,536隻、LPG船125隻であった。

また、船舶運航会社の国籍別では、主に、日本が721隻、中国が501隻、シンガポールが408隻であった。

船籍別では、パナマ籍船が1,172隻、リベリア籍船が373隻であった。

乗組員の国籍別では、全体約10万人に対してフィリピン人が約28%、インドネシア人が約18%、中国人が約13%を占めていた。

⁷ 海賊対処法に基づく護衛開始以来の累計を示す。以下同じ。

⁸ 邦船3社（日本郵船、商船三井及び川崎汽船）が計100%出資する外国の船舶運航会社を含む。

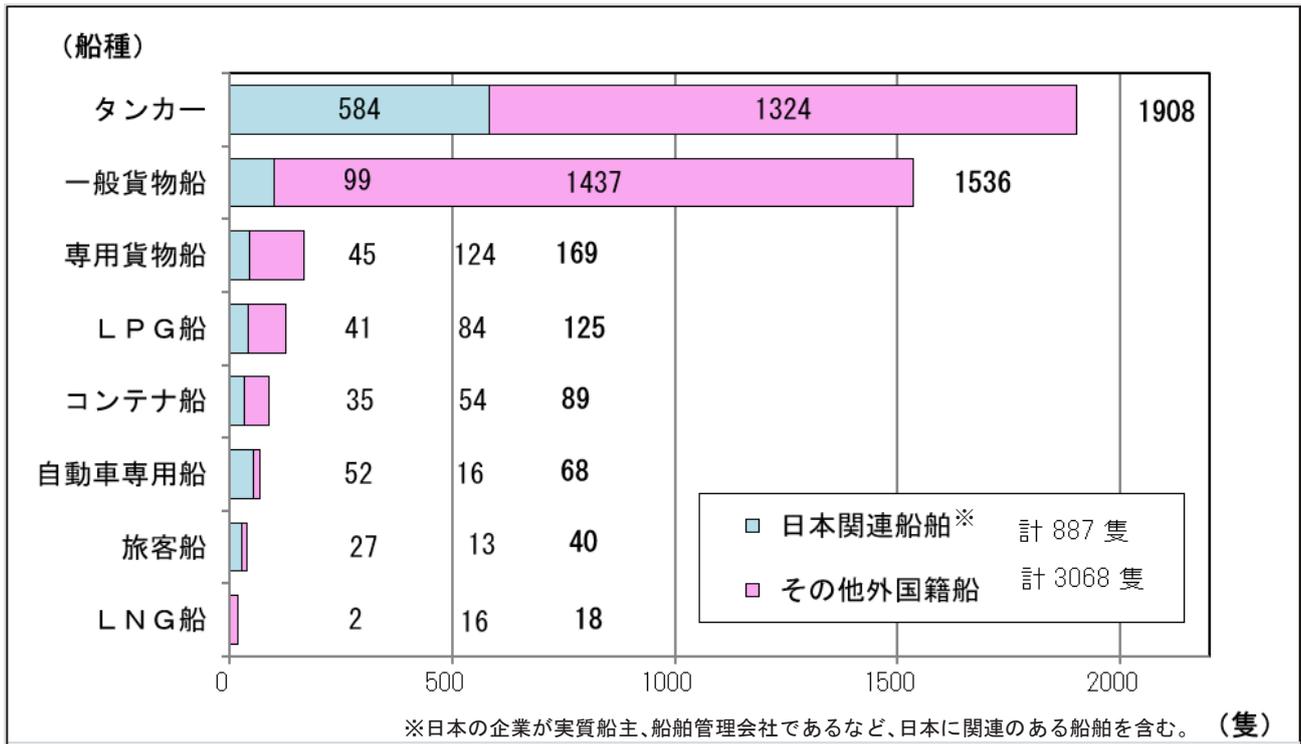


図8 被護衛船舶の船種別隻数(累計)

(ウ) P-3C 哨戒機による監視活動

- 飛行回数：148回(累計3,517回)
- 飛行時間：約980時間(累計約25,030時間)
- 確認した商船数：4,709隻(累計291,960隻)
- 護衛艦、諸外国艦艇等及び商船への情報提供回数：186回
(累計16,591回)



任務に向かう P-3C



P-3C を誘導する隊員

ウ 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法

2008年にアデン湾における海賊等事案の発生件数が急増し、2010年以降には被害がインド洋やアラビア海にまで拡大した。

このような状況に対し、他の主要海運国においては、当該海域を航行する自国船舶に小銃を所持した民間武装警備員の乗船を認める措置を講じており、我が国においても国民生活に不可欠な物資を輸送する日本船舶（日本籍船）について、同様の措置を講じることがその航行の安全を確保する観点から強く求められていた。

このため、「海賊多発海域における日本

船舶の警備に関する特別措置法」が第185回臨時国会で可決・成立し、2013年11月30日に施行された。これにより、国民生活に不可欠で輸入に依存せざるを得ない物資の輸送に従事する日本船舶であって、海賊行為の対象とされるおそれが高いものについて、国土交通大臣の認定を受けた警備計画に従って警備を実施する場合には、海賊行為による被害を防止するために小銃を用いた警備が実施できるなどの特別の措置を講ずることが可能となった。また、2022年12月1日には、同法施行令の改正により、対象船舶が拡大⁹された。

●海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成25年法律第75号） 平成25年11月13日成立、平成25年11月30日施行、令和4年12月1日改正

海賊行為が多発している海域において、国民生活に不可欠な物資であって輸入に依存せざるを得ないものの輸送に従事する日本船舶の航行の安全を確保するため、国土交通大臣の認定を受けた計画に従って、船舶所有者の依頼を受けた警備会社により実施される警備について、一定の要件を満たす警備員が小銃を所持した警備を行うことができることとする等の所要の措置を講ずる。

概要

凶悪な海賊行為が多発している海域を航行する原油タンカー等において、小銃（ライフル銃）を所持した民間警備員による警備の実施を認めるため、銃刀法の特例等を規定する。

- ① 対象海域：海賊多発海域に限定。
対象船舶：海賊行為による被害を受けやすいハイリスクの日本船舶に限定。
- ② 警備を実施しようとする船舶所有者に対し、船舶ごとに、使用する警備会社・警備の実施方法等について記載した警備計画を作成し、国土交通大臣の認定を得ることを義務付ける。
- ③ 警備会社（→ 役員の犯歴や訓練体制等）、及び警備員（→ 犯歴・技能・知識）について、一定の要件に該当する旨の国土交通大臣の審査・確認を受けたものに限る。
- ④ 認定を受けた計画に従う場合、小銃（ライフル銃）を所持した警備を行うことができる。



海賊多発海域において国民生活に不可欠な物資を輸送する日本船舶の安全を確保

⁹ 当初の原油に加え、石炭、鉄鉱石、小麦、大豆、塩、液化天然ガス、ナフサ、メタノールの輸送の用に供する船舶を追加。

海賊多発海域（法第2条第2号・令第1条）

図の青線及び陸岸により囲まれた海域のうち、**公海**である海域



<参照条文>

- 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）（抄）（定義）
- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 二 海賊多発海域 海賊行為が多発している海域のうち、海賊行為による日本船舶の被害の防止を図ることが特に必要なものとして政令で定める海域をいう。
- 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）（抄）

（海賊多発海域）

第一条 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第二号の政令で定める海域は、北緯八度五十二分東経七十八度八分の点と北緯六度五十六分東経七十九度五十四分の点を結んだ線、北緯七度二分東経八十一度五十分の点、南緯十度東経八十一度五十分の点及び南緯十度東経三十九度四十八分の点を順次結んだ線、北緯二十五度五十九分東経五十六度二十四分の点と北緯二十五度五十分東経五十七度十九分の点を結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域（公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）に限る。）とする。

エ 遠洋漁船に係る海賊情報に関する漁業協同組合等との連携

我が国の遠洋漁船が海賊被害を受けた場合などには、当該漁船の船主や、所属する漁業協同組合等（以下「漁協等」という。）が当該情報に最初に接することも想定される。

このため、水産庁においては、漁協等と

連携しつつ被害情報の把握に努めるとともに、漁協等が所属船舶等に対し注意喚起等の関連情報を提供することが有効であることから、漁協等に対し必要な注意喚起・情報提供等を行っている。

(3) 国際社会と我が国との連携・協力・交流

ア 各国派遣部隊との連携・協力による海賊対処

ソマリア沖・アデン湾においては、我が国が参加する第151連合任務群が、参加各国の派遣部隊に対しアデン湾内の担当海域を割り振るとともに、ソマリア東岸沖の護衛任務を主任務とするEU海上部隊と艦艇の配備について調整しつつ、各国が協調して効率的かつ効果的に海賊対処行動を実施している。

我が国の護衛艦は、日本関係船舶に限らず、その他の外国籍船から依頼を受けて当該船舶を護衛することがあり、また、日本関係船舶が各国派遣部隊に護衛されてアデン湾を通過することもある。

また、我が国のP-3C哨戒機による警戒監視で得られた情報については、我が

国護衛艦や日本関係船舶のみならず、海賊対処を行う諸外国の部隊やその他の外国籍船にも提供しており、各国派遣部隊から得られた情報が、護衛艦や日本関係船舶に提供されることもある。

このように、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処は、護衛艦及びP-3C哨戒機と諸外国の部隊とが連携・協力しながら、日本関係船舶とその他の外国籍船とを分け隔てることなく実施している。

なお、連合海上部隊司令部及び第151連合任務群司令部とは要員の派遣や機を捉えた表敬等を通じて、常に緊密な連携を確保している。

イ 各国派遣部隊との連携向上のための努力

我が国は、定期的にバーレーンにおいて行われるSHADE (Shared Awareness and Deconfliction) 会議に参加し、各国との連携向上を図っている。当該会議は、ソマリア沖・アデン湾に部隊を派遣して海賊対処等を行う連合海上部隊・EU海上部隊が共催しており、各国派遣部隊による海賊対処を効率化させるための運用調整や情報共有を図るほか、海運業界との関係

強化等にも取り組んでいる。

また、海賊対処活動において協力する各国部隊間の連携の強化及び情報共有を図るため、アデン湾において、2013年12月に日米韓共同訓練を実施したほか、2014年以降は、EU海上部隊等とも共同訓練を実施するなど、海賊対処に係る国際的な連携・協力を一層強化する取組も推進している。

[参考] 海賊対処部隊の海賊対処共同訓練の実績（2025年）

時期	自衛隊	相手国	訓練項目
7月	護衛艦「はるさめ」	EU 海上部隊（スペイン海軍）艦艇「NAVARRA」	戦術運動、通信訓練、PHOTOEX
10月	護衛艦「はるさめ」、P-3C等	EU 海上部隊（スペイン海軍）艦艇「VICTORIA」、ジブチ海軍高速艇等	海賊対処訓練（実動訓練）、机上演習等



「NAVARRA」との訓練



「VICTORIA」、ジブチ海軍等との訓練

ウ ソマリア沖・アデン湾周辺国に対する連携協力及び法執行能力向上支援

（ア） 拘束した海賊の護送に係る連携協力

海上保安庁は、ソマリア沖・アデン湾において拘束した海賊の護送手続慣熟のため、例年、海上保安庁航空機をジブチ共和国等に派遣し、海賊護送訓練を実施してきた。新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年2

月の派遣を最後に一時中断していたが、2025年2月、5年ぶりに海上保安庁航空機をジブチ共和国へ派遣し、同国沿岸警備隊と海賊護送訓練を実施した。

（イ） 海上犯罪取締りに関する研修

海上保安庁は、独立行政法人国際協力機構（JICA）の枠組みの下、JICA 横浜とともに、2025年7月から約1か月間、ジブチ共和国をはじめとする

海外の海上保安機関職員を日本に招へいし、参加国の海上犯罪取締り能力の強化を目的として、JICA 課題別研修（海上犯罪取締り）を実施した。

(ウ) ジブチ沿岸警備隊能力拡充プロジェクト

海上保安庁は、JICA の枠組みである、「ジブチ沿岸警備隊能力拡充プロジェクト フェーズ3」を通じて、同

庁職員を現地に派遣し、ジブチ沿岸警備隊に対し、制圧術や立入検査など能力向上支援を実施した。



打合せ中の様子

エ 海賊情報の提供

海上保安庁では、海賊等事案が発生した際、航行警報発出による日本関係船舶等へ

の注意喚起を実施している。

コラム③ ソマリア沖・アデン湾における海上保安官の活動

ソマリア沖・アデン湾にて海賊対処活動にあたる護衛艦には、海賊逮捕などの司法警察活動に備え、海上保安官が乗艦しています。我々、第52次ソマリア周辺海域派遣捜査隊も、2025年10月4日、護衛艦おおなみに乗艦して横須賀を出港し、現場海域にて任務に当たっています。

私は今回で2回目の海賊対処業務に就き、隊長として隊を率いているところですが、前回派遣（2011年第9次隊当時、隊長付）と比べ、以下の点に変化を感じております。

1点目は、任務内容の変化によるものです。前は海賊事案の発生件数が多く、エスコート方式による任務が主で護衛対象船舶が常に視界内にあったため、否が応にも高い緊張感が継続するという状況でした。現在は各国の海賊対処の成果もあり、発生件数は当初に比べ抑制されており、ゾーンディフェンス方式による任務が主であるため、海賊事案発生時には即応できるよう自ら高い緊張感を維持しなければならないという状況変化があります。

2点目は、護衛艦2隻配備から1隻配備となり、いざ海賊事案が発生した際には、自己完結力がより強く求められるようになったと感じております。

このような状況変化から、任務に対する意識や対処能力を常に高くしておくことが重要であり、海賊対処に関する各種訓練・研修を前回にも増して繰り返し実施し、知識の深化や技能の練度向上に励んでいます。

3点目は、隊には20代を含む幅広い世代の隊員がおり、隊として活力がある反面、少なからず世代間ギャップがあります。護衛艦という狭い空間での長期の共同生活につき、隊員個人の特徴を把握するのは当然のこととして、各世代の特性や接し方を理解し、隊員全員が自身の持つ能力を最大限に発揮できるよう、隊長として心理的安全性が高い職場環境の形成を図っています。



海上自衛官と参加した
インド海軍のスポーツ交流



制圧技の確認を行う派遣捜査隊

このような対応を執ったうえで、特に我々第52次隊派遣捜査隊にあっては、「常に備えよ」というスローガンを掲げ、万全な体制で任務に臨んでおります。

ソマリア沖・アデン湾は、日本にとって重要なシーレーンの一部であり、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現にとっても重要な地域でもあります。

また、海賊は世界共通の敵であり、各国が協調して効果的に海賊対処行動に従事するには相互理解が重要となります。このため、我々は任務の合間に、海上自衛官と共に他国海軍等へ表敬を行い、時にはスポーツ交流などの活動を通じて相互理解の深化や連携強化を図る活動も実施しています。

このような海賊対処の活動は、我々だけでは到底達成することはできず、各関係省庁、ひいては家族等の支えによって実施できています。

隊員の中には小さい子供を持つ者もあり、長期間の派遣の間、日本で帰りを待つご家族に少なからずご負担をお掛けしています。

しかしながら、それでも任務の重要性等を理解し、出港の際には温かく送り出してくれた家族、海賊対処業務が円滑に進むよう細部にまで気を配って支援していただいている関係各位に対して感謝の気持ちを持ち、任務終了までの間、海賊対処業務に邁進していく所存です。

【第52次ソマリア周辺海域派遣捜査隊長 丹羽 秀彰】

コラム④ 海上保安庁の「MCT」はジブチで何してる？

海上保安庁「Mobile Cooperation Team」（以下「MCT」という。）は、2017年10月に、外国海上保安機関に対する能力向上支援の専従部門として創設されました。

MCTは、これまで多くの国を対象に能力向上支援活動を実施しており、その一環として、前回のコラムではジブチにおける支援活動を紹介しました。現在も、ジブチ沿岸警備隊（Djibouti Coast Guard、以下「DCG」という。）職員に対する支援活動を継続して実施しています。

【DCGの人材育成について】

ジブチ政府は、2010年、大統領令により海軍から分離する形でDCGを設立しました。日本の海上保安庁と同様に、ジブチ沿岸の海上の安全確保を主たる任務としており、近年、DCGでは、職員数の増加に伴い人材育成が課題となっています。

DCG内部において、新任職員に対する基礎的な教育は実施されているものの、専門性の高い分野については、海外からの支援や海外における研修・訓練への参加によって補完されているのが現状です。こうした状況を踏まえ、DCGは、専門性の高い分野についても自ら継続的に教育を実施できる体制の構築を強く望んでいます。

【指導官候補生の育成について】

このような背景を踏まえ、MCTはDCGにおいて自立した教育体制が構築されるよう、DCG指導官候補者を対象とした指導法等に関する指導や支援を、JICAの枠組みを通じて継続して実施しています。

今年度の取組としては、訓練計画の立案から準備、実施、振り返り、報告に至るまでをDCG職員自らが総合的に管理できるよう、具体的な指導・助言を行うことで、その体制の更なる構築・強化を目指した支援活動を実施しました。

【進捗状況について】

具体的な進捗としましては、上述の通り、DCGにおいて自立した教育体制が構築されるべく、単に知識や技能を指導するだけでなく、将来、指導官候補者が指導官として、自ら人材育成していけるよう、海上法執行等にかかるマニュアル作成の支援を実施しました。

ジブチには口頭伝承を重んじる文化があり、マニュアル作成の支援にあたっては、内容を文字として記録し体系化する作業がなかなか定着せず、苦労も多かったです。



停船追跡訓練の様子

一方で、指導官候補者と目的を共有しつつ意見交換を重ねることで、作成支援をした DCG のマニュアルはより実情に添った実践的なものとなりました。

MCT による支援が DCG の自立的な能力向上と更なる発展につながることを、切に願っております。



船舶移乗訓練の様子

【海上保安庁総務部国際戦略官付上席派遣協力官 蒲田 福司】

オ 海賊対策における国際協力の推進

(ア) 国際機関との協力

我が国は、ソマリア沖・アデン湾の海賊問題の解決に向け、周辺国の海上法執行能力の強化のための支援や、違法な海上活動コンタクト・グループ会合（CGIMA）等の国際会議への積極的な参画、ソマリアの安定のための支援などの多層的な取組を推進している。

まず、2009年、我が国は国際海事機関（IMO）が設置した基金に約1,510万米ドルを拠出し、イエメン、ケニア及びタンザニアにおける情報共有センター（ISC）の整備・運営を支援するとともに、周辺国の海上保安能力向上のためジブチに設置したジブチ地域訓練センター（DRTC）の運用を支援している。我が国としても、2017年10月には、DRTCにおいては初となる日仏海洋安全保障セミナーを開催したほか、2024年にはジブチ政府、在ジブチ日本国大使館及び EU 代表部

の共催で、「紅海の海洋安全保障に関するシンポジウム」、2025年には「海洋危機管理に関するシンポジウム」を開催する等、DRTC を積極的に活用している。

さらに、2022年3月及び6月には、DRTCにて日本の拠出金を利用したIMO 主催の海上保安能力に関するワークショップを開催した。同ワークショップには、コモロ、ジブチ、エチオピア、ヨルダン、ケニア、マダガスカル、モルディブ、モーリシャス、モザンビーク、オマーン、南アフリカ、セーシェル、ソマリア、タンザニア、イエメンなどのジブチ行動指針（DGoC）参加国の、海事当局、沿岸警備隊、海上安全保障・情報共有センターの関係者らが参加し、地域の海洋安全保障に向けた協力を深化させる機会となった。



DRTC

また、海賊訴追能力向上支援のための国際信託基金¹⁰に対し計450万米ドルを拠出しており、これまで同基金

によってソマリア及び周辺国の法曹関係者の研修や法廷整備等が実施されている。

¹⁰ CGIMA の前身である CGPCS の下に設置され、現在、国連開発計画 (UNDP) に設置されたマルチパートナー信託基金事務所 (MPTF) が資金管理を行っている。

(イ) ジブチとの協力

海上法執行能力の向上のため、前述（p. 28及び29）の「海上犯罪取締りに関する研修」、「ジブチ沿岸警備隊能力拡充プロジェクト」等が実施され、2014年3月には、ジブチと我が国の間で「海上保安能力向上のための巡視艇建造計画」に関する書簡の交換（資金供与限度額：9億2,400万円）が行われた。この協力は、紅海の出口に位置し、ソマリア沖・アデン湾へと続く海上交通の大動脈となるジブチ沿岸の安全を確保するために、ジブチ沿岸警備隊の能力拡充に必要な機材を供与するものである。

これに基づき、我が国は巡視艇2隻を供与し、2015年12月、その引渡し式が、アブドゥルカデル首相の出席の下で開催された。2隻の巡視艇はそれぞれ、ジブチの海に面した地域の地名をとって、「コール・アンガール」、「ダメルジョグ」と名付けられた。

また、2018年2月には、両国間で「経済社会開発計画」に関する書簡の交換（資金供与限度額：1億5,000万円）が行われた。この協力は、ジブチ政府に対し海上監視のための船舶機材等を供与することにより、テロ対策や沿岸警備体制の強化を図り、も

って同国の海洋安全保障に寄与するものである。これに基づき、我が国は巡視艇1隻を供与し、2021年10月、その引渡し式が開催された。さらに、2021年12月には、両国間で「海上保安能力向上計画」に関する書簡の交換（供与限度額：29億4,600万円）が行われた。この協力は、アデン湾、紅海の出入り口に当たるバブ・エル・マンデブ海峡付近でのジブチ沿岸警備隊による哨戒体制の強化に必要な機材を供与するものである。

これに基づき、我が国は巡視艇2隻と浮棧橋を供与し、2025年4月、その引渡し式が、ゲレ大統領の出席の下で開催された。

2024年12月には、令和6年度OSA（政府安全保障能力強化支援）案件に関する書簡の署名・交換が行われ、ジブチ海軍に対して沿岸監視レーダーシステムの供与及び関連インフラの整備（供与額：11億円）を決定した。この支援は、同国の警戒監視能力・海洋状況把握（MDA）能力を強化することで、重要なシーレーンの安定化及び近隣諸国を含む地域の海洋安全保障の維持・強化を目指すものである。

(ウ) セーシェルとの協力

ソマリア沖・アデン湾付近において我が国当局により抑留された、海賊行為を行った疑いのある者のセーシェル国内での訴追のため、2014年12月に同国との間で、海賊と疑われる者

の引渡し等に関する覚書の署名が行われた。

また、2019年1月に在セーシェル兼勤駐在官事務所を開設した。同事務所は、インド洋の重要なシーレーン

上に位置する地政学的要衝であるセーシェルとの関係強化及び周囲を拠点とした環インド洋地域の安全保障に係る

情報収集体制を整えるため、2024年1月に大使館への格上げが行われた。

(エ) ソマリアへの支援

ソマリアの安定に向けては、2007年以降、「基礎サービス改善」、「治安向上分野」及び「経済活性化分野」の三本柱からなる総額約6億2,049万米ドルの支援を実施している。

沿岸国の海上保安能力向上支援

- **国際海事機関(IMO)に約1,553万米ドルを拠出。**ジブチに訓練センターを設立。イエメン、ケニア、タンザニアの海賊情報センターの整備・運営を支援。
- **海賊訴追能力向上支援のための国際信託基金に450万米ドルを拠出。**
- 2020年度に国連薬物・犯罪事務所(UNODC)を通じ、イエメン、ソマリア、タンザニア、エリトリア、ケニア、モザンビーク、コモロ、マダガスカル、モーリシャス及びセーシエルの海上法執行機関能力強化支援等を実施。
- イエメン、オマーン、ケニア、ジブチ、タンザニア、セーシエル及びソマリアの海上保安機関職員を対象とした本邦研修プログラムを実施。
- 2013年度から、ジブチにおいて沿岸警備隊能力拡充プロジェクト(2019年度からは第3期)を実施。また、2015年12月に同隊に巡視艇2隻を供与。2021年10月に同隊に巡視艇1隻を供与。さらに、2021年12月には同隊向けの巡視艇2隻の建造及び浮棧橋の整備に係る無償資金協力「海上保安能力向上計画」に関する書簡の交換が行われ、2024年12月に巡視艇2隻及び浮棧橋を供与。
- 2024年12月に、令和6年度OSA案件に関する書簡の署名・交換を行い、ジブチ海軍に対して沿岸監視レーダーシステムの供与及び関連インフラの整備を実施することを決定。

我が国の対ソマリア支援

〈2007-25年度支援実績：約6.20億米ドル〉

我が国は、情勢安定化のためにはソマリア自身の能力向上が喫緊の課題であるとの認識を国際社会と共有し、2007年以降、治安の強化及び人道援助・インフラ整備等の分野で支援を実施。現在、2014年4月に策定された国別援助方針に基づき、①基礎サービス改善、②治安向上分野、③経済活性化分野を三本柱として支援している。

● **基礎的社会サービスの回復のための支援**

食糧援助、保健、水、衛生、教育、基礎インフラ整備、人間の安全保障強化等の人道支援(UNICEF、UNHCR、UN-HABITAT、UNFPA、UNIDO、UNOPS、WFP、ICRC、IFRC、IOM、ILO、SRSG、人間の安全保障基金等経由)

● **治安維持能力向上のための支援**

ソマリア政府警察支援、国境管理強化による治安改善支援、爆発物処理の支援(UNDP、UNMAS、UNSOM等経由)

● **国内産業の活性化のための支援**

若年層や被災民の職業訓練、雇用創出、生計手段向上、マーケット修復及び企業開発(UNDP、UNIDO、UNOPS、ILO等経由)

● **アフリカ連合(AU)や政府間開発機構(IGAD)等地域機関を通じた警察能力構築支援や対テロ対策能力強化支援**

● **干ばつや飢饉対策のための緊急無償資金協力**

食糧・栄養・保健、水・衛生分野等における支援(WFP、UNICEF、IOM、ICRC等経由)

在ジブチ日本国大使館設置

- 2009年3月、外務省ジブチ連絡事務所を設置。
- 2012年1月、大使館へ格上げ。

在セーシエル日本国大使館設置

- 2019年1月、在セーシエル兼勤駐在官事務所を設置。
- 2024年1月、大使館へ格上げ。

図9 海賊対策における国際協力の推進

カ 海賊対処行動に対するジブチ政府・地元住民の理解と協力

ソマリア沖・アデン湾において海賊対処行動を実施する自衛隊の部隊はジブチを拠点として活動しており、その活動には地元住民の理解と協力が欠かせない。このため、派遣海賊対処行動支援隊は、自衛隊の部隊が海賊対処行動を行うために必要なジブチ関係当局等との連絡調整を実施するとともに、派遣海賊対処行動航

空隊と合同でスポーツ交流や日本文化紹介、ボランティア活動、行事等を通じて、地元の人々と積極的に交流している。また、JICA との協力の下、地元の人々が作成した民芸品の展示会である「お土産プロジェクト」に現地の隊員が参加すること等により、ジブチの文化理解にも努めている。



「お土産プロジェクト」の様子



拠点開設記念行事

コラム⑤ 日ジブチ関係：戦略的要衝における多面的かつ深化した協力関係

ジブチ共和国（以下、「ジブチ」という。）は、面積は四国の約1.3倍、人口約107万人のアフリカの角地域に位置する小国ですが、アジア、アフリカ、欧州を結ぶ主要な海上交易路のチョークポイントであるバブ・エル・マンデブ海峡を擁する地政学的要衝に位置し、ソマリア、イエメン、エリトリア、エチオピア、スーダンといった不安定な国々に囲まれながらも希有な平和と安定を実現しています。このような背景を踏まえ、海洋安全保障や自由貿易に注力するジブチは、日本にとって「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」を実現する上での戦略的に重要なパートナーであり、1978年の外交関係開設以来、日本とジブチは、次に紹介するような安全保障、経済協力、経済等の多角的な分野で深い信頼関係を築いてきました。

まず、安全保障分野において特筆すべき点は、自衛隊の唯一の海外活動拠点がジブチに設置されていることでしょう。紅海情勢が不安定化するまでは、ジブチとイエメンを隔てる30キロ弱の海峡を年間約1万9,000隻の商船が往来し、その約1割が日本関連船舶でした。このように日本にとっても重要海域であるアデン湾やソマリア沖において海賊行為が多発したことを受け、2009年、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処のため、海上自衛隊の艦艇が派遣され、海賊対処行動が開始されました。その後、2011年には唯一の海外活動拠点が開設され、派遣海賊対処行動航空隊（DAPE）、派遣海賊対処行動水上部隊（DSPE）の活動を支援するようになりました。2024年には同活動拠点の任務に邦人退避の拠点としての役割が追加されるなど、2026年に開設15周年を迎える自衛隊のジブチ活動拠点は重要な役割を担っています。さらに、ジブチには、自衛隊拠点のほか、ジブチの防衛に貢献する旧宗主国フランスに加え、米国、イタリア、中国も海外基地を設置しています。こうした主要国の基地の存在がジブチの安全を一層保障するという側面もあり、

ジブチで活動する自衛隊は、各国駐留軍とも協力しつつ、ホストカントリーであるジブチ政府・ジブチ軍との関係強化に取り組んでいます。



護衛艦「はるさめ」乗艦

このような安全保障協力が円滑に実施される背景には、長年にわたる政府開発援助（ODA）を通じた支援により培われた、二国間の信頼関係があります。日本は長年にわたりジブチの経済発展と社会基盤の整備に多大な貢献をしており、特に持続可能性と強靱性に焦点を当てた質の高いインフラ整備を行っています。最近の主要プロジェクトには、北部地域とジブチ市内間の移動を容易にするフェリーの供与や、洪水時にも安全な交通を確保しつつ渋滞を緩和するパルマレ橋梁の建設、北部地域における安全な飲料水確保のための給水施設整備などが挙げられます。また、沿岸警備隊に対しては創設以来支援を行っており、近年も35m級巡視艇2隻の供与や各種訓練の実施などにより、ジブチの海上保安能力向上に大きく寄与しています。さらに、人材への投資なくして持続可能な開発は達成できないとの考えから、日本は基礎教育の質の向上に特に力を入れています。日本近代教育の礎を築いた教育者の名を冠したフクザワ中学校とニトベ基礎学校は、日本の支援により建設され、ジブチの子どもたちに質の高い学習環境を提供しています。人材育成への日本政府のコミットメントは、2025年にジブチへの派遣25周年を迎えたJICA海外協力隊の活動にも表れており、様々な分野でジブチの人々に寄り添って働く協力隊員の存在は、ジブチ国民の中での日本への信頼感醸成に大きく貢献しています。加えて、日本は国際機関を通じたジブチ国内の脆弱なコミュニティ（難民居住地域を含む）に対する栄養・食料危機への対応を始めとする緊急人道支援にも積極的に取り組んでいます。

このように、安全保障や経済協力といった分野では、協力が確実に積み上げられてきましたが、経済面では協力深化の余地があると言えるでしょう。ジブチ政府はその地理的優位性を活用して東アフリカの物流拠点となるべく、フリーゾーン（自由貿易地域）開発等の貿易・投資環境の整備を進め、外国企業の誘致に積極的に取り組んでおりますが、ジブチに進出する日本企業はまだ多くはありません。アフリカ市場へのアクセスを目指す日本企業にとって、ジブチは将来的な投資先としての可能性を秘めています。2024年には多くの日本の民間企業で構成される日本・ジブチ友好協会代表団がジブチを訪問したほか、2025年に開催された大阪・関西万博にはジブチ代表団も参加するなど、民間投資の促進を通じた



ワイス・ジブチ沿岸警備隊
長官への表敬

貿易・経済関係深化に向けたダイナミズムは高まっています。当館としても、2026年2月にアフリカ・中近東に拠点を持つ日本企業向けにビジネス・ツアーを開催するなど、こうした機運の高まりを後押ししてまいります。

2028年に外交関係開設50周年を迎える日本とジブチは、以上のように、安全保障、経済協力、経済その他幅広い分野において協力関係を深化させ、FOIP 推進に向けた信頼できるパートナーとしての関係を強化し続けています。

【ジブチ共和国駐劔特命全権大使 大河内 昭博】

コラム⑥ 西インド洋の海上法執行能力強化の拠点となるセーシェル

駐在大使として赴任してから一年が経ち、セーシェル要人や駐在各国大使と日々意見交換を繰り返す中、当国が置かれている地政学的状況への理解が深まってきました。

セーシェルは人口12万人の小さな国で、115の島を全て集めても種子島1島分の面積(455km²)しかありませんが、その広大な排他的経済水域(EEZ)は136.6万km²もあり、日本のEEZの3分の1に相当します。

セーシェルが位置する西インド洋は世界の海上輸送の要衝であり、石油、ガスの約40%(東回り航路:31%、喜望峰航路:8%)が通過します。ソマリア沖では2000年代初頭から活発化した海賊事案の発生を受けて各国海軍による海賊対処活動が続けられていますが、キハダ、メバチなどのマグロやカジキの豊富な漁場であるこの海域では、漁業の不法操業(IUU)が横行するほか、ヘロイン、大麻などの麻薬取引において、生産地アフガニスタン、パキスタンと消費・中継地モザンビークや南アフリカを結ぶ南部ルートが経由しており、人身売買も報告されるなど、海上保安の強化は極めて重要になっています。

にもかかわらず、アジア南西部とアフリカ東部の境に位置し、我が国を含め、いずれの同志国においてもこの地域特有の情勢に合わせた外交政策を持ちにくい地域となっています。対アジア政策、対アフリカ政策からの観点のみでは十分な対応が難しい一方で、英語圏、フランス語圏、旧宗主国が入り混じるこの地域を一括りにして戦略を形成しにくい一面があり、強いて述べればインドからの影響が緩やかに伸長する形で地域の安定が維持されてきたと言えます。

米国、英国、フランス等の主要国は自由、法の支配、民主主義という共通の価値を有する同志国として結束し、域内各国の法執行能力の強化支援の重要性を認識し、継続的に支援を行ってきています。法制度が比較的安定し、法制度の運用能力が毎年向上しているセーシェルを拠点として、様々な海上安全保障にかかわる活動が行われており、毎年開催される米国主導による地域の海上保安訓練「CUTLASS EXPRESS」もその一つです。

2025年3月21日から24日、海上自衛隊の令和6年度インド太平洋・中東方面派遣(IMED25)の帰路に掃海母艦「ぶんご」及び掃海艦「えたじま」がセーシェルに寄港しました。「ぶんご」で開催された艦上レセプションには、アフィフ副大統領、ラデゴン外務大臣(以上、当時)、ロゼット・セーシェル国防軍司令官・少将を含む多数の要人が出席しました。私は挨拶において、セーシェル



掃海母艦「ぶんご」
艦内視察

が2024年にインド洋委員会（IOG）の議長国を務めた点、2025年2月から二年間、ソマリア沖・アデン湾周辺の海上犯罪に対する協力調整のための会合である海上活動コンタクト・グループ会合（CGIMA）の議長国に就任した点に触れつつ、海上での違法活動への対処におけるセーシエルの貢献について謝意を述べました。両艦は、ビクトリア沖でセーシエル沿岸警備隊の巡視船「アンドロマキ」と親善訓練を実施し、セーシエル国防軍と自衛隊の友好親善関係を深めることができました。

アフリカで唯一高所得国に到達して開発援助の対象から外れたセーシエル（一部技術協力は継続中）とは、過去の援助のレガシーを保持しつつ、二国間関係を一層深化させて友好・協力関係を新たな段階に高めていくことが求められています。現在、最後の二国間無償協力の継続案件である「海上保安能力強化計画」にて、セーシエル海上警察本部の建設工事並びに警察への高速艇供与事業が進行中です。

更には、セーシエルには UNODC の訓練施設が設置されており、我が国が支援する同機関のグローバル海上犯罪プログラム（GMCP）の事業の一部である「域内の海上警察及び沿岸警備隊情報分析官のトレーニング」や「女性の法執行官の能力強化のためのワークショップ」が開催されました。また、当地で UNODC／米国共催による GMCP の「麻薬対策のための南部ルートパートナーシップ（SRP）会合」が開催され、本使もゲストとして参加し、西側諸国によるセーシエルを含む地域の海上安全保障能力強化への貢献を強めています。

セーシエルとの二国間関係では、2025年5月に、19世紀末に英国領セーシエルに居住して活躍した日本人写真家大橋申廣氏の没100周年記念シンポジウムを開催し、8月にはセーシエルの高校生10名が北海道大空高校、高知県嶺北高校に招待されて訪日し、大阪・関西万博にも立ち寄るなど、人的交流を深めております。さらに、海上自衛隊練習艦隊寄港時に尽力いただいたフェラーリ首席大臣（当時）が9月7日の大阪・関西万博ナショナルデーに首席代表として出席するなど友好関係を一層深めることができました。

セーシエルでは2025年秋に大統領選挙及び議会選挙が実施され、当時野党候補のパトリック・エルミニ党首が大統領に当選、議会も野党が勝利し、史上2回目の民主的な政権交代が平和裡に実現したことは、着実な民主主義の定着を強く印象づけました。法の支配、民主主義といった基本的価値観を共有し、安定した国家運営が行われ、我が国の「自由で開かれたインド太平洋」にも賛同が得られているセーシエルは、我が国にとって今後とも重要なパートナーです。

2026年はセーシェル独立から50周年、日・セーシェル間外交関係も50年という節目を迎えます。セーシェルはインド洋の西端に位置していますが、この地域のみならずグローバルな法秩序の強化と平和と安定を推進する我が国にとり重要な国家として、新政権とも引き続き良好な関係を維持していく必要があります。



艦上レセプションの様子

【セーシェル共和国駐劬特命全権大使 作田 誠】

(4) 取組の成果

ア 海賊等事案発生防止に大きく貢献

国際海事局（IMB）年次報告によれば、ソマリア沖・アデン湾及びその周辺の海賊等事案発生件数は、2011年のピーク時には200件以上に達したものの、2012年以降は大幅に減少した。これはソマリア沖・アデン湾で活動している自衛隊を始めとする各国海軍等のプレゼ

ンスが海賊行為を抑止したものと考えられている。

なお、近年の海賊事案は、ソマリア沖で2024年に7件、2025年に5件発生したほか、アデン湾で2024年に1件発生した。

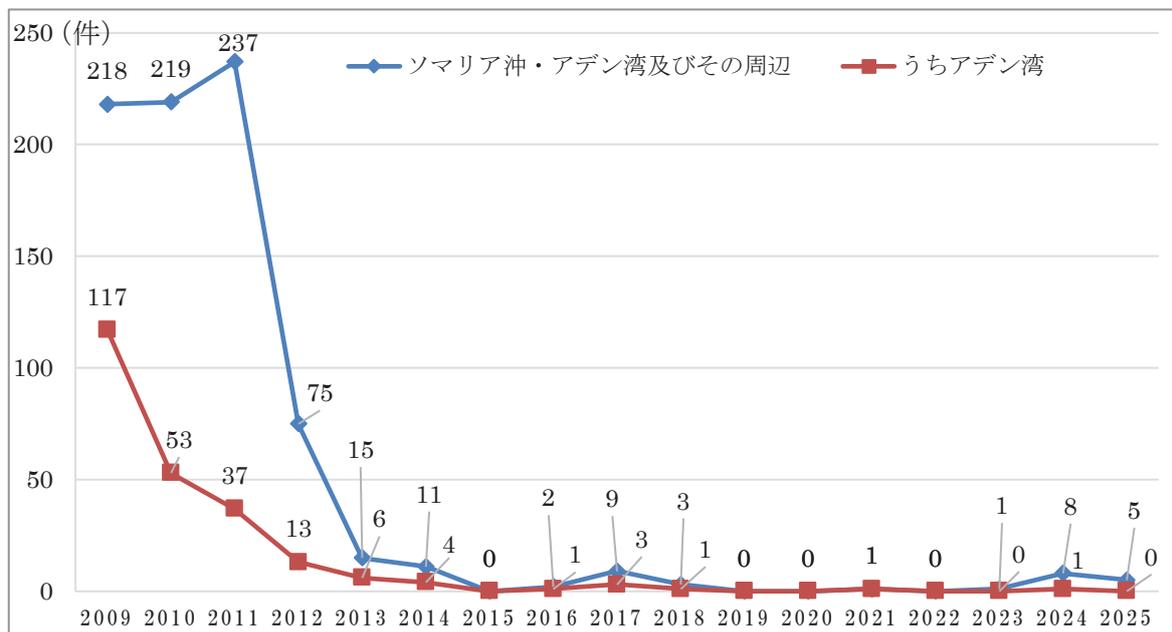


図10 ソマリア沖・アデン湾及びその周辺での海賊等事案発生件数（IMB 年次報告）

イ 護衛艦の活動の成果

自衛隊は、継続的に護衛艦をソマリア沖・アデン湾に派遣して海賊対処を行ってきた。これまで延べ4,076隻¹¹の商船等を護衛してきており、これまで護衛対象船舶に対する海賊襲撃事案は一切発生していない。また、ゾーンディフェンスにより民間船舶の安全確保に努めており、船舶運航者から多大な謝意を得ている。



護衛対象船舶からの「ありがとう」
に応える乗員

¹¹ 海上警備行動による121隻を含む。

ウ アデン湾における P-3C 哨戒機の活動の成果

自衛隊の P-3C 哨戒機は、アデン湾における各国の警戒監視活動の大部分を担っており、これまで商船や近傍海軍艦艇等に対して情報提供（累計 16,591 回）

を実施し、他国艦艇による立入検査、武器の押収等に大きく寄与している。

これらの活動は、国際社会からも高い評価を受けている。



警戒監視に向かう P-3C 哨戒機

エ 海賊対処法の適用事例

2011年に発生した日本関係船舶に対する乗り込み事案に関して、我が国は米国海軍が拘束した海賊4名の引渡しを受け、海賊対処法を初めて適用し、逮捕勾留した上、同法違反の罪で東京地方裁判所に公判請求した。

本件については、2013年2月1日、海賊A及びBに対しそれぞれ懲役10年

の実刑判決、同月25日、海賊Cに対し懲役5年以上9年以下の不定期刑、同年4月12日、海賊Dに対し懲役11年の実刑判決が言い渡されており、いずれも2014年7月までに確定している¹²。

¹² 罪となるべき事実の要旨

被告人ら4名は、共謀の上、私的目的で、2011年3月5日午後10時15分（日本時間）頃、アラビア海の公海上において、自動小銃を発射しながら、乗船していた小型ボートで、航行中のパナマ船籍のオイルタンカーに接近し、同船に乗り移った上、船長室ドアに向けて自動小銃を発射するなど、船長ら同船の乗組員24名を脅迫し、操舵室に押し入って操縦ハンドルを操作するなど、ほしいままにその運航を支配する海賊行為をしようとしたが、同月6日午後5時22分（日本時間）頃、アラビア海の公海上において、同船の救助に駆けつけた米国海軍に制圧されたため、その目的を遂げなかったものである。（海賊対処法違反 同法第3条第2項、第1項及び第2条第1号並びに刑法第60条）

<参照条文>

○ 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「海賊行為」とは、船舶（軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶を除く。）に乗り組み又は乗船した者が、私的目的で、公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）又は我が国の領海若しくは内水において行う次の各号のいずれかの行為をいう。

一 暴行若しくは脅迫を用い、又はその他の方法により人を抵抗不能の状態に陥れて、航行中の他の船舶を強取し、又はほしいままにその運航を支配する行為

（海賊行為に関する罪）

第三条 前条第一号から第四号までのいずれかに係る海賊行為をした者は、無期又は五年以上の懲役に処する。

2 前項の罪（前条第四号に係る海賊行為に係るものを除く。）の未遂は、罰する。

○ 刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

（共同正犯）

第六十条 二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

3 我が国の海賊対策に関する内外からの評価等

我が国による様々な取組は、各国首脳を含む国際社会から感謝の意が表明されるなど、高く評価されている。また、ソマリア沖・アデン湾で海賊対処に従事する

海上自衛隊に対し、護衛を受けた船舶の船長や、船主の方々から、感謝のメッセージが多数寄せられている。

<護衛を受けた船舶の船長から水上部隊への感謝のメッセージ>

最近この付近に海賊が現れていないのは、貴艦及びその他の艦が警戒してくれているおかげであり、本船もこれまで怪しいボート等に見つかることなく安心して航行しております。一度任務に出ると長期間このエリアに張り付けになっていると聞き及んでおります。非常に緊張感が高い任務が続くと思いますが、危険な中本当にありがとうございます。今後ともよろしくお願いします。



監視飛行を終え着艦した艦載ヘリコプター

コラム⑦ 海賊対処行動に対し感謝！

一般社団法人日本船主協会は、総トン数100トン以上の船舶の所有者、賃借人及び運航業者であって、日本国籍を有する者を会員とする全国的な団体であり、会員相互の意見の交換や調査、研究などを通じ、諸問題の解決に努めております。

ソマリア海賊問題については、これまで、ソマリア沖・アデン湾における自衛隊による日本関係船舶の護衛や、同海域を航行する日本籍船舶において、民間武装警備員による警備を可能とする法律の制定の要望を行うなど、国内外で取組んでまいりました。

2009年7月に海賊対処法が施行され、同法に基づく海賊対処行動が開始されてから、2025年12月末までに海上保安官が同乗する護衛艦により877回の護衛が実施されましたが、この間、護衛船舶に対する海賊事案は皆無で、実際に護衛を受けた船舶の乗組員や船主からは、多くの謝辞が寄せられています。

また、2025年4月に、当協会は国際船員労務協会および全日本海員組合と合同でジブチの支援隊および航空隊拠点を訪問し、酷暑と砂嵐で知られる過酷な環境の下、海賊対処行動の任務に従事する自衛隊並びにこの活動を支援される日本国大使館および関係者の方々から直接お話を伺い、改めて感謝の言葉をお伝えしました。

さらに、11月には長澤会長が東京において政府関係者、自衛隊・海上保安庁等の関係者をお招きした「感謝の集い」を開催し、お礼を申し上げました。

海賊対処行動の実施の継続については、関係省庁のご支援の賜物と改めて深謝申し上げますとともに、日本から遠く離れたソマリア沖・アデン湾において、酷暑と緊張の中、日夜活動に当たられている自衛官及び海上保安官の方々に対し、改めて心からの謝意と敬意を表したいと思っております。



【一般社団法人日本船主協会 常務理事 平尾 真二】

国際機関及び諸外国からの評価

国際機関

- 国際海運会議所（ICS）から在英日本国大使館宛て、感謝状授与。（2009年7月）
- 国際海事機関（IMO）から、ソマリア沖・アデン湾において海賊対処行動に従事した我が国派遣部隊がIMO勇敢賞¹³受賞。（2009年11月）

首脳レベル

- アロヨ・フィリピン大統領（当時）：
自衛隊の派遣を通じた我が国の海賊問題への積極的な対応を高く評価。（2009年6月）
- 潘基文・国連事務総長（当時）：
日本のソマリア沖の海賊対策の支援を評価し感謝。（2009年7月）
- シン・インド首相（当時）：
アデン湾での海賊対処のための各国海軍間の協力は高く歓迎されるべき。（2010年10月）
- ニヤシンベ・トーゴ大統領（当時）：
ソマリア沖海賊対処における日本の取組を賞賛する。（2013年6月）
- ゲレ・ジブチ大統領：
日本の自衛隊とその他の国の軍の力により、海賊のリスクは激減し、とりわけ今年
は激減した。（2013年8月）
- ミッシェル・セーシェル大統領（当時）：
海賊対策における日本の貢献に感謝している。（2013年6月）
- ゲレ・ジブチ大統領：
自衛隊の海賊対処行動を含む国際社会の取組を評価。今後も支援を継続したい。
（2016年8月）
- ゲレ・ジブチ大統領：
海賊対策や地域安全保障における自衛隊の貢献に対し謝意。（2019年8月）
- アブドゥカデル・ジブチ首相：
海賊対策を含む地域の安定に対する日本の貢献に対し謝意。（2022年8月）
- バレ・ソマリア首相：
ソマリア沖の海賊対処を含む海洋安全保障分野などにおける日本の支援に感謝。
（2022年8月）

¹³ 海洋において危険を顧みず、目覚ましい働きをした個人、団体に対して授与される賞

- アブドゥルカデル・ジブチ首相：
自衛隊は、紅海の安全のために大変重要な活動をされている。（2025年5月）
- ゲレ・ジブチ大統領：
貴国による海賊対処行動など、国際的平和のための取組は象徴的かつ、重要である。（2025年8月）

閣僚レベル

- クリントン米国国務長官（当時）¹⁴：
日本によるアデン湾への2隻の艦船の派遣に感謝。（2009年2月）
- ビルト・スウェーデン¹⁵外務大臣（当時）：
EUとして日本の貢献を評価。（2009年9月）
- ロムロ・フィリピン外務大臣（当時）：
日本の艦船や哨戒機による護衛はありがたい。（2010年1月）
- アブディラフマン・ソマリア外務大臣（当時）：
海賊対策やソマリアの治安対策への日本の貢献に謝意。（2014年3月）
- ハッサン・ジブチ国防大臣（当時）：
引き続き、自衛隊を支援していきたい。（於：小野寺防衛大臣（当時）との会談、2014年5月）
- ハッサン・ジブチ国防大臣（当時）：
自衛隊の海賊対処行動を高く評価。引き続き、自衛隊を支援していきたい。（於：中谷防衛大臣（当時）との会談、2015年1月）
- バードン・ジブチ国防大臣（当時）：
海賊対処行動を始めとする日本の協力について高く評価。引き続き、自衛隊を支援していきたい。（於：稲田防衛大臣（当時）との会談、2016年8月）
- バードン・ジブチ国防大臣（当時）：
海賊対処行動を始めとする日本の協力について高く評価。引き続き、自衛隊を支援していきたい。（於：宮澤防衛大臣政務官（当時）との会談、2017年5月）
- ユスフ・ジブチ外務・国際協力大臣（当時）：
海賊対策において、自衛隊は決定的な役割を果たしている。（於：武井外務大臣政務官（当時）との会談、2017年5月）
- ユスフ＝ガラド・ソマリア外務・国際協力大臣（当時）：
日本はいつも有益なパートナーであり、日本の人道支援、能力構築、海賊対策での支援に感謝する。（於：武井外務大臣政務官（当時）との会談、2017年5月）

¹⁴ 日米安全保障協議委員会（日米2+2）共同発表においても、「海賊の防止及び根絶等により海上交通の安全を維持すること」が共通の戦略目標の一つとして確認されている。（2011年6月）

¹⁵ 当時のEU議長国

- バードン・ジブチ国防大臣（当時）：
引き続き、自衛隊を支援していきたい。（於：山本防衛副大臣（当時）との会談、2017年9月）
- ユスフ＝ガラド・ソマリア外務・国際協力大臣（当時）：
ソマリア沖・アデン湾における海賊事案は日本を含む国際社会の支援とソマリアの努力により減少してきており、日本の支援に感謝する。（於：藺浦総理大臣補佐官（当時）との会談、2017年9月）
- ユスフ・ジブチ外務・国際協力大臣（当時）：
日本のこれまでの経済協力や海賊対処を始めとする地域の安定化に向けた貢献に感謝する。（於：佐藤外務副大臣（当時）との会談、2017年11月）
- ユスフ・ジブチ外務・国際協力大臣（当時）：
2009年以来、日本がソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動を実施していることを高く評価する。（於：河野外務大臣（当時）との会談、2018年8月）
- メリトン・セーシェル外務大臣（当時）：
自衛隊によるソマリア沖及びアデン湾における海賊対処行動に感謝する。（於：河野外務大臣（当時）との会談、2018年12月）
- ゴンジュ・ガボン法務大臣：
日本政府及び UNODC への謝意が述べられた。（我が方大使着任表敬時、2024年4月）
- ディバ・コンゴ（共）首相府担当大臣：
日本の資金提供並びに UNODC によるワークショップの実施に謝意を表明する。（令和5年度補正予算案件関連ワークショップ開催時、2024年11月）
- フォンセカ・セーシェル外務大臣（当時）：
米国、EU だけでなく、貴国からも UNODC に多大な資金を供与いただき、当国治安当局の法執行能力の強化を支援していただいていることに深く感謝する。（令和5年度補正予算案件開始式典時、2024年12月）
- オマール・ジブチ外務・国際協力大臣
ジブチに所在する自衛隊が実施する海賊対処行動は、紅海的情勢が不安定化する状況において、重要性を増している。（2025年5月）

部隊レベル

- ミラー米国第5艦隊司令官兼連合海上部隊司令官（当時）：
自衛隊の水上部隊及び航空隊が第151連合任務部隊に参加することは、連合海上部隊として大変有意義である。（2013年12月）
- グリスビー在ジブチ米国軍司令官（当時）：
ソマリア沖・アデン湾における海賊対処などの情報を共有できることは有益

である。(2014年3月)

- ザンベラス・イギリス第1海軍卿(当時) :
日本の積極的な国際貢献を大いに歓迎するとともに、英国海軍は引き続き必要な支援を実施する。(2015年6月)
- シェール・ジブチ海軍司令官(当時) :
日本の海賊対処への尽力に感謝する。引き続き、海賊撲滅のために力を貸していただきたい。(2015年7月)
- アクイリノ米中央海軍司令官兼第5艦隊司令官(当時) :
日本の連合海上部隊を含む本地域への貢献に改めて敬意を表す。我々の活動が地域の安定に繋がっている。(2017年11月)
- スターニー米中央海軍司令官兼第5艦隊司令官(当時) :
日本を始め各国のソマリア・アデン湾に対する関与に感謝する。海賊の脅威は依然として存在することから、引き続き各国の協力を要請する。(2018年11月)
- パウエル欧州対外活動庁危機管理・CSDP局長(当時)、アントニオ・アタランタ作戦司令官(当時)、リカルド・アタランタ作戦部隊指揮官(当時) :
(派遣海賊対処行動水上部隊とEU海上部隊によるジブチへの共同寄港に際して実施した日EU間のテレビ会議において)海賊対処活動における日本とEUの連携の重要性を確認した。(2020年10月)
- クーパー米中央海軍司令官兼第5艦隊司令官(当時) :
自衛隊から艦艇・航空機を始め幕僚及び連絡官を継続して派遣している日本の貢献は特筆すべきものであり、大変感謝している。(2022年10月)
- クーパー米中央海軍司令官兼第5艦隊司令官兼連合海上部隊司令官(当時) :
海上自衛隊には、10年以上艦艇を派遣していただき、感謝。護衛艦とP-3Cを派遣していただいていることは非常に重要であり、我々側としては当たり前だとは思っていない。セントラルパーク事案対応における「あけぼの」の迅速かつプロフェッショナルな対応を称賛するとともに感謝する。(2023年11月)
- セザー第151連合任務群司令官(当時) :
自衛隊から1名の連絡官を派出してもらっていることに感謝する。(2024年10月)
- ワイコフ連合海上部隊司令官(当時) :
日本が果たしてきた役割に対し高く評価するとともに感謝する。(於：バーレーンでのレセプションでのスピーチ、2024年10月)
- ワイコフ連合海上部隊司令官(当時) :
CMF及びCTF151並びに地域の海洋安全保障に対する貴国の継続的な支援と献身に感謝(2025年8月)

マルチの会合における我が国を含む各国の海賊対処行動の必要性（関連箇所抜粋）

- G8 サミット（ドーヴィル・サミット）における G8・アフリカ共同宣言（2011 年 5 月）：

我々は海上での協調された対応を通じ、海賊の脅威に対して断固たる対応を継続する決意を強調。
- 第 10 回アジア欧州会合（ASEM）外相会合の議長声明（2011 年 6 月）：

統一的な国際的取組により連携のとれた包括的な形で海賊に対処することが不可欠。
- 海上安全保障に関する G7 外相宣言（2015 年 4 月）：

我々は、CGPCS の下での能力構築作業部会を通じて、アフリカの角において実践されたように、また、アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）を通じてアジアで実践されたように、そして G7++ギニア湾フレンズ・グループ（FoGG）によって、ギニア湾において実践されたように、その効果を最大化するために、能力開発及び人材育成を積極的に調整し、支援する。
- 海洋安全保障に関する G7 外相声明（2016 年 4 月）：

我々は、海賊及び海上武装強盗並びにその他の不法な海上活動との闘いにおける地域のオーナーシップと責任の重要性を再確認する。我々は、CGPCS、FoGG、ReCAAP のような枠組みを通じて、地域的な海上保安能力を開発・支援し、不法な海上活動を支援する陸上の犯罪組織を追跡し、それらを訴追する能力を向上するための取組を称賛する。我々は、国連及びその専門機関、北大西洋条約機構（NATO）のオーシャン・シールド作戦及びアクティブ・エンデバー作戦、並びに EU の共通安全保障・防衛政策（CSDP）ミッション、特に、連合海上部隊及び貢献国との緊密な連携の下で行われているアタランタ作戦及びソフィア作戦を称賛する。我々は、共通情報共有環境（CISE）を含む EU 海洋安全保障戦略及び G7 各国により策定された各戦略を歓迎する。

我々は、不法な海上活動の原因に取り組み、沿岸国が自身の脆弱性に対処するために、海上の管理、沿岸警備、災害救援、海上捜索救助、海上に関する情報の共有・統合、並びに立法、司法、訴追及び矯正といった分野における海洋安全保障及び海上安全のための能力向上支援を通じて協力していく決意を共有する。
- G7 サミット（伊勢志摩サミット）における首脳宣言（2016 年 5 月）：

我々は、国際及び地域協力を通じて、海上安全及び海洋安全保障、特に海賊との闘いを強化することの重要性を再確認する。

- 第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）ナイロビ宣言及びナイロビ実施計画（2016年8月）：

ナイロビ宣言：我々は、海賊、違法漁業及びその他の海上犯罪を含む海洋安全保障に関する地域的及び国際的な取組を促進すること、及び海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映された国際法の原則に基づく、ルールを基礎とした海洋秩序を維持することの重要性を強調する。我々は、また、海洋に関する国際法に従い、アフリカ統合海洋戦略（AIM 戦略 2050）に反映された、国際的及び地域的な協力を通じて、海洋安全保障及び海上安全を強化することの重要性を強調する。海賊や武装強盗に対する海上安全及び海洋安全保障を強化し、海上保安に関わる人々の能力構築により、海事法の遵守を強化する地域的、大陸的、国際的な取組を支援する。

ナイロビ実施計画：海賊や武装強盗に対する海上安全及び海洋安全保障を強化し、海上保安に関わる人々の能力構築により、海事法の遵守を強化する地域的、大陸的、国際的な取組を支援する。

- G7 ルッカ外相会合共同コミュニケ（2017年4月）：

我々は、海賊行為及び海上武装強盗、海洋空間での国境を越えた組織犯罪及びテロ、人身取引、移民の密輸、武器及び麻薬の取引、違法・無報告・無規制（IUU）漁業、並びにその他の違法な海上活動に対する非難を改めて強く表明する。我々は、海において実行される違法な活動との闘いを追求する中での、国及び地域のオーナーシップの重要性を再確認する。我々は、CGPCS、FoGG、ReCAAP によってなされた取組、並びに EU、NATO 及びその他の多国間海上作戦や独自の派遣国によって達成された成果を称賛する。

- G7 トロント外相会合共同コミュニケ（2018年4月）：

我々は、海賊行為、海上武装強盗、海洋空間での国境を越える組織的犯罪及びテロ、人身取引、移民の密輸、武器・違法薬物取引及び違法・無報告・無規制（IUU）漁業を含む海における違法な活動との闘いへのコミットメントを改めて表明する。我々は、違法な海洋活動を減少させ、一層実効的な海洋の管理、法執行能力及び海洋空間における地域協力に向けて取り組む上で、ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ、ジブチ行動指針関係国、G7++ギニア湾フレンズ・グループ、アジア海賊対策地域協力協定を称賛する。我々は、アフリカにおける海洋安全保障上の課題に取り組むための各国及び地域主導の取組を前進させる上でより一層の進展を奨励する。

- G7 ディナール外相会合共同コミュニケ（2019年4月）：

我々は、海賊行為、海上武装強盗、海洋空間での国境を越える組織的犯罪及びテロ、人身取引、移民の密輸、武器・違法薬物取引及び違法・無報告・無規制（IUU）漁業を含む海における違法な活動との闘いへのコミットメントを改めて表明する。我々は、違法な海洋活動を減少させ、一層実効的な海洋ガバナンス、法執行能力及び海洋空間における地域協力に向けて取り組む上での、ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ、ジブチ行動指針関係国、G7++ギニア湾フレンズ・グループ及びアジア海賊対策地域協力協定の活動を称賛する。我々は、ヤウンデ行動指針の運用における進展を賞賛し、アフリカにおける海洋安全保障上の課題に対処するための各国及び地域主導の取組を前進させる上でのより一層の進展を奨励する。
- 第7回アフリカ開発会議（TICAD7）横浜宣言2019（2019年8月）：

我々は、海賊行為、違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び他の海上犯罪との闘い並びに国際法の諸原則に基づくルールを基礎とした海洋秩序の維持を含む海洋安全保障の分野において、二国間、地域的及び国際的なステークホルダーの協力を促進する必要性を強調する。
- 国連安保理決議第2608号（2021年12月）：

能力を有する各国・地域機関に対し、特に本決議及び国際法に従いつつ、海軍艦艇、軍用機を派遣することなどにより、ソマリア沖の海賊及び海上の武装強盗対策に参加することを改めて要請。（同決議主文12の概要）
- 第8回アフリカ開発会議（TICAD8）チュニス宣言（2022年8月）：

海賊、違法・無報告・無規制（IUU）漁業その他の海上犯罪との闘いを含む海洋安全保障に関連する地域的及び国際的取組を促進し、国連海洋法条約（UNCLOS）を始めとする国際法の原則に従って規則に基づく海洋秩序を維持することの重要性を強調する。
- 第29回日EU定期首脳協議 共同声明（2023年7月）：

海上安全保障分野における緊密な協力を重視しており、2023年3月15日に統合幕僚長とEUアタランタ作戦司令官との間で海賊対処共同訓練に係る取決めが締結されたことを歓迎。
- 海洋安全保障及び繁栄に関するG7外相宣言（2025年3月）：

我々は、海賊行為、海上武装強盗、人身取引及び沿岸国の海上法執行能力の強化に関するものを含む、海洋空間に関連する国際組織犯罪及びテロに関するG7の取組も歓迎する。我々は、沿岸国が自らの海洋安全保障に対する脅威に共同で対処することを支援するための、地域的な海洋安全保障枠組みの重要性を認識する。
- 第30回日・EU定期首脳協議 付属書I：成果と優先事項（2025年7月）：

日EU海賊対処共同訓練に係る取決めに基づく協力を含む、具体的な海軍種間の協力を促進することにコミットする。ソマリア沖・アデン湾における海賊対処共同訓練を

実施し、第三国を含む更なる合同訓練を模索することに誓約する。「アジア及びインド太平洋における安全保障協力の強化」(ESIWA+)の枠組みにおける海洋安全保障分野における能力構築協力を歓迎し、特にEUが資金提供する関連プロジェクトとの相乗効果を高めることで、インド太平洋全域における更なる協働の機会を模索する。

○ 第9回アフリカ開発会議 TICAD9 横浜宣言 (2025年8月) :

ガバナンスの強化と法執行機関に対する能力構築支援を通じて、サイバーセキュリティ、海賊対策といった海洋安全保障、テロと暴力的過激主義、国際組織犯罪(例えば、人身取引、薬物取引及びその深刻な政治的側面並びに青少年の公衆衛生と福祉への壊滅的な影響、小型武器の違法取引並びにサイバー犯罪及びオンライン詐欺)、不正な資金の流れ、腐敗といった他の脅威に取り組むことにコミットする。

我々は、海洋天然資源の違法な開発や、海賊及び海上武装強盗、違法・無報告・無規制(IUU)漁業及びその他の海上犯罪との闘いを含む海洋安全保障に関する地域的及び国際的な取組を促進し、国際法、特に国連海洋法条約(UNCLOS)に基づく海洋秩序を維持することの重要性を強調する。

【派遣実績】

ソマリア沖・アデン湾における海賊対処のために派遣された部隊実績
(2025年1月～12月)

○ 派遣海賊対処行動水上部隊

	指揮官	派遣捜査隊長 (海上保安官)	派遣期間
49次隊 むらさめ (横須賀)	むらさめ艦長 2等海佐 早川 正紘 (はやかわ まさひろ)	三等海上保安監 松田 智紘 (まつだ ともひろ)	2024年10月5日～ 2025年4月19日
50次隊 あさひ (佐世保)	あさひ艦長 2等海佐 高城 正太 (たかしろ しょうた)	三等海上保安監 徳永 省吾 (とくなが しょうご)	2025年2月2日～ 2025年8月2日
51次隊 はるさめ (佐世保)	はるさめ艦長 2等海佐 小澤 誠 (おざわ まこと)	三等海上保安監 松原 寛章 (まつばら ひろあき)	2025年6月1日～ 2025年12月5日
52次隊 おおなみ (横須賀)	おおなみ艦長 2等海佐 飯尾 啓正 (いいお ひろまさ)	三等海上保安監 丹羽 秀彰 (にわ ひであき)	2025年10月4日～

○ 派遣海賊対処行動航空隊

	指揮官	基幹部隊	派遣期間
56次隊	2等海佐 長 洋介 (ちょう ようすけ)	海上自衛隊第5航空群 (那覇)	2024年12月13日～ 2025年5月24日
57次隊	2等海佐 松本 光一 (まつもと こういち)	海上自衛隊第2航空群 (八戸)	2025年5月14日～ 2025年10月23日
58次隊	2等海佐 山越 洋平 (やまこし ようへい)	海上自衛隊第2航空群 (八戸)	2025年10月15日～

○ 派遣海賊対処行動支援隊

	指揮官	基幹部隊	派遣期間
22次隊	1等陸佐 富永 誠 (とみなが まこと)	陸上自衛隊中央即応連隊 (宇都宮)	2024年4月11日～ 2025年2月2日
23次隊	1等陸佐 鈴木 攻祐 (すずき こうすけ)	陸上自衛隊第14普通科連隊 (金沢)	2024年10月23日～ 2025年8月2日
24次隊	1等陸佐 田中 史人 (たなか ふみひと)	陸上自衛隊中央即応連隊 (宇都宮)	2025年3月21日～ 2026年2月2日
25次隊		陸上自衛隊第11普通科連隊 (東千歳)	2025年10月6日～

【参考資料1】

ソマリア沖・アデン湾及びその周辺における日本籍船及び邦船社が運航する外国籍船等の 海賊被害状況（2007年～2011年※）

※2012年以降被害なし

2007年

番号	被害日時 (日本時間)	被害場所	概要	被害	船籍	総トン数	船種	乗組員	積荷
①	10月28日 11:24頃	アデン湾	ハイジャック事案	船用金、乗組員の金品、通信機器及びPC	パナマ	6,253トン	ケミカルタンカー	23名 (韓国人2名、フィリピン人9名、ミャンマー人12名)	ケミカル

2008年

番号	被害日時 (日本時間)	被害場所	概要	被害	船籍	総トン数	船種	乗組員	積荷
①	4月21日 10:10頃	アデン湾	航行中の追跡事案	船体の左舷船尾に被弾 (乗組員に被害なし)	日本	150,053トン	原油タンカー	23名 (日本人7名、フィリピン人16名)	なし
②	7月15日 19:45頃	アデン湾	航行中の追跡事案	船橋付近に被弾 (乗組員に被害なし)	パナマ	11,590トン	ケミカルタンカー	23名 (韓国人3名、ミャンマー人20名)	ケミカル
③	8月23日 17:50頃	アデン湾	航行中の追跡事案	船橋付近に被弾 (乗組員に被害なし)	パナマ	14,103トン	一般貨物船	20名 (全員フィリピン人)	工業用資材・機械類等

2009年

番号	被害日時 (日本時間)	被害場所	概要	被害	船籍	総トン数	船種	乗組員	積荷
①	3月22日 22:10頃	ソマリア沖	航行中の追跡事案	レーダースト等に被弾 (乗組員に被害なし)	ケイマン諸島	13,038トン	自動車運搬船	18名 (全員フィリピン人)	自動車

2010年

番号	被害日時 (日本時間)	被害場所	概要	被害	船籍	総トン数	船種	乗組員	積荷
①	4月5日 21:00頃	アデン湾	航行中の追跡事案	船体後方左舷側及びデッキに被弾 (乗組員に被害なし)	パナマ	98,747トン	コンテナ船	24名 (全員フィリピン人)	コンテナ
②	4月25日 11:15頃	インド洋	航行中の追跡事案	デッキに被弾 (乗組員に被害なし)	パナマ	159,929トン	原油タンカー	27名 (インド人12名、フィリピン人15名)	原油
③	10月10日 14:53頃	ケニア モンバサ沖	ハイジャック事案	船用品、乗組員の金品の盗難及び海賊母船としての使用	パナマ	14,162トン	多目的船	20名 (全員フィリピン人)	鋼材
④	10月28日 04:30頃	インド洋	航行中の追跡事案	船橋付近に被弾 (乗組員に被害なし)	香港	161,045トン	原油タンカー	27名 (中国人25名、バングラデシュ人1名、ミャンマー人1名)	原油
⑤	11月20日 12:10頃	インド洋	航行中の追跡事案	煙突に被弾 (乗組員に被害なし)	パナマ	105,644トン	コンテナ船	24名 (インド人5名、フィリピン人18名、バングラデシュ人1名)	コンテナ
⑥	12月13日 20:22頃	アデン湾	航行中の追跡事案	船橋窓破損 (乗組員2名軽傷)	パナマ	8,259トン	ケミカルタンカー	21名 (韓国人2名、フィリピン人19名)	ケミカル

2011年

番号	被害日時 (日本時間)	被害場所	概要	被害	船籍	総トン数	船種	乗組員	積荷
①	3月5日 21:00頃	オマーン沖	乗り込まれ事案	機器類の損傷 (乗組員に被害なし)	バハマ	57,462トン	原油タンカー	24名 (クロアチア人2名、モンテネグロ人2名、ルーマニア人2名、フィリピン人18名)	燃料油
②	9月28日 21:30頃	紅海	航行中の追跡事案	船体の左舷側に被弾 (乗組員に被害なし)	パナマ	16,222トン	ケミカルタンカー	24名 (全員バングラデシュ人)	ケミカル

【参考資料2】

自衛隊の派遣部隊による対処事案の概要（2012年以降）

番号	事案概要
1	<p>2012年4月21日、警戒監視中のP-3C哨戒機が不審なスキフ¹⁶（乗員6名、はしご2本、船外機2機、ポリタンク多数、漁具なし）を発見、周辺航行中の船舶に一齐通報するとともに、バーレーンの連合海上部隊司令部に通報した。連合海上部隊司令部における調整の結果、近傍に展開中の韓国艦艇が搭載ヘリを発艦し当該スキフに対応を開始したため、P-3C哨戒機は警戒監視任務に復帰した。</p> 
2	<p>2012年4月28日、警戒監視中のP-3C哨戒機が不審なスキフ（乗員8名、はしご1本、船外機2機、ポリタンク多数、漁具なし）を発見、周辺航行中の船舶に一齐通報するとともに、バーレーンの連合海上部隊司令部に通報した。P-3C哨戒機は、引き続き当該スキフの監視を実施し、当該スキフがダウ船¹⁷に接舷し乗員が移動しているのを確認した。連合海上部隊司令部における調整の結果、近傍に展開中の韓国艦艇が当該スキフに対応する旨の通報を受けたため、P-3C哨戒機は警戒監視任務に復帰した。</p> 
3	<p>2012年6月18日、商船が海賊から攻撃を受けているとの情報を受け、警戒監視中のP-3C哨戒機が現場に急行したところ、不審なスキフ（乗員6名、船外機2機、ポリタンク多数、はしごらしきものを搭載）を発見した。近傍航行中のロシア艦艇に当該スキフの情報を通報したところ、ロシア艦艇は搭載ヘリを発艦して対応を開始。近傍航行中の米艦艇も、搭載ヘリを発艦して対応を開始したため、P-3C哨戒機は米艦艇とも情報交換を実施し、警戒監視任務に復帰した。</p> 
4	<p>2014年1月18日、アデン湾東部を航行中の民間船舶がダウ船及びスキフに襲撃されているとの情報を受け、護衛活動中の護衛艦「さみだれ」が搭載ヘリを発艦して現場に急行させたところ、不審なダウ船及び曳航されているスキフを発見した。当該ヘリは当該ダウ船の動向監視を実施し、第151連合任務部隊司令部に情報提供を行った後、元の任務に復帰した。</p> <p>引き続き、アデン湾を警戒監視中のP-3C哨戒機が当該ダウ船の動向監視を実施し、第151連合任務部隊司令部に情報提供を行った。その後、同司令部における調整の結果、現場海域に向け航行中の仏艦艇が搭載ヘリを発艦して対応を開始したため、P-3C哨戒機は当該仏艦艇に対応を引き続き、警戒監視任務に復帰した。</p> <p>なお、当該仏艦艇は当該ダウ船に対して立入検査を実施。海賊らしいソマリア人5名が投降。当該ダウ船（インド籍船と判明）の乗員を解放した。</p>  

¹⁶ 小型平底船

¹⁷ アラビア海・インド洋で航行する帆船

番号	事案概要
5	<p>2017年4月8日深夜、アデン湾の国際推奨航路において貨物船が海賊に乗っ取られた可能性があるとの情報を受け、第151連合任務部隊司令部と調整し、派遣海賊対処行動航空隊のP-3C哨戒機がジブチから現場に急行し、9日午前まで当該貨物船の動向監視を行った。</p> <p>現場に到着したP-3Cは、当該貨物船と無線通信を行い、すでに当該貨物船は海賊に乗り込まれていること、乗員19名は全員が船内の避難区画に避難し人質とはなっていないことを確認し、第151連合任務部隊に情報提供を行い、数時間にわたる当該貨物船の動向監視の後、現場海域に到着した複数の艦艇に対応を引き継ぎ、ジブチに帰投した。</p> <p>なお、当時、自衛隊の福田海将補が司令官を務めていた第151連合任務部隊司令部が、第151連合任務部隊の各国部隊との連絡調整に加え、EU海上部隊等と緊密に連携して対応し、当該貨物船の乗員は他国の艦艇により救出された。</p>
6	<p>2023年11月26日、イギリスの会社が運航するリベリア船籍タンカー「CENTRAL PARK（セントラルパーク）」がアデン湾において何者かに乗っ取られたとの情報を受け、海賊対処部隊のP-3C及び護衛艦「あけぼの」が現場に急行し、米軍艦艇「メイソン」及び韓国艦艇「ヤン・マンチュン」と共に警戒監視・情報収集を行いつつ、海賊対処を任務とする第151連合任務群に対し迅速に現場で得た情報を提供する等の対応を実施した。</p>
7	<p>2023年12月16日、ブルガリアの会社が運航するマルタ船籍の貨物船「RUEN（ルーエン）」が、アラビア海において海賊に乗っ取られたとの情報を受け、海賊対処部隊の護衛艦「あけぼの」が当該船舶に対する情報収集及び動静監視を行い、海賊対処を任務とする第151連合任務群に対し現場で得た情報を提供する等の対応を実施した。なお、当初は当該船舶の動静監視を護衛艦「あけぼの」が対応し、その後、スペイン海軍艦艇「VICTORIA」に対応を引き継ぎ、元の任務に復帰した。</p>
8	<p>2024年1月15日、アデン湾において、米国の会社が運航するマーシャル諸島船籍の「GIBRALTAR EAGLE」が対艦弾道ミサイルによる攻撃を受けたとの情報を受け、海賊対処部隊の護衛艦「あけぼの」の艦載ヘリが当該船舶と通信を行い、海賊対処を任務とする第151連合任務群に対し現場で得た情報を提供する等の対応を実施した。</p>
9	<p>2024年2月7日、ソマリア沖において、イラン船籍の漁船「AL AMEEN」が海賊疑いの小型船舶から攻撃を受けているとの情報を受け、海賊対処部隊の護衛艦「あけぼの」が現場海域に向かい、「あけぼの」及び同艦載ヘリは警戒監視及び情報収集活動を実施した。その後、「あけぼの」は当該船舶と通信を行い、当該船舶の安全は既に確保されており、支援の必要がないことを確認し、当該情報を海賊対処を任務とする第151連合任務群に対し提供する等の対応を実施した。</p>
10	<p>2024年3月21日、アラビア海において、UAEの会社が運航するリベリア船籍のタンカー「YAMILAH Ⅲ」が、武器を搭載した小型船舶数隻からつきまといを受けているとの情報を受け、海賊対処部隊のP-3Cが現場海域に向かい、当該船舶と通信を行い、乗員及び船体の安全を確認し、当該情報を海賊対処を任務とする第151連合任務群に対し提供する等の対応を実施した。</p>
11	<p>2024年6月17日、アデン湾において、ギリシャの会社が運航する商船「SUMMER LADY」が、小型船舶からつきまといを受けているとの情報を受け、海賊対処部隊のP-3Cが現場海域に向かい、当該船舶と通信を行うとともに当該船舶周辺の警戒監視を実施した。P-3Cは、当該船舶に被害がない旨及び周辺の安全を確認し、海賊対処を任務とする第151連合任務群に対し現場で得た情報を提供する等の対応を実施した後、元の任務に復帰した。</p>

番号	事案概要
12	<p>2025年11月6日、ソマリア沖のインド洋上において、マルタ船籍のタンカー「H ELLAS APHRODITE」が、海賊に乗船されているとの情報を受け、海賊対処部隊のP-3Cは現場海域に向かい、写真撮影等当該船舶の状況についての情報収集を行い、海賊対処を任務とする第151連合任務群に対し当該情報を提供する等の対応を実施した。</p>

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。